

平成26年第1回美幌町議会定例会会議録

平成26年 3月 6日 開会

平成26年 3月19日 閉会

平成26年3月10日 第3号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問
7番 大江道男君

日程第 3 議案第11号～議案第28号

○出席議員

1番 新 鞍 峯 雄 君	2番 大 江 道 男 君
3番 中 嶋 すみ江 君	4番 上 杉 晃 央 君
5番 早 瀬 仁 志 君	6番 松 浦 和 浩 君
8番 岡 本 美代子 君	副議長 9番 坂 田 美栄子 君
10番 吉 住 博 幸 君	11番 橋 本 博 之 君
12番 宗 像 密 琇 君	議長 14番 古 館 繁 夫 君

○欠席議員

13番 大 原 昇 君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

美幌町長 土谷耕治君	教育委員会会長 沖田 滋君
農業委員会会長 鈴木幸往君	監査委員 高木 清君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

副町長 染谷 良君	総務部長 平井雄二君
民生部長 藤原豪二君	経済部長 広島 学君
建設水道部長 磯野 憲二君	病院事務長 大村英則君
会計管理者 植木恒則君	事務連絡室長 糸屋定春君
総務主幹 田村圭一君	電算主幹 河端 勲君
まちづくり主幹 小西 守君	財務主幹 矢萩 浩君
契約財産主幹 村田純一君	税務主幹 田中三智雄君
環境生活主幹 石坂 聡君	児童支援主幹 武田孝司君
福祉主幹 谷川明弘君	健康推進主幹 佐藤和恵君
農政主幹 但馬憲司君	公社主幹 門別孝志君
耕地林務主幹 伊成博次君	商工観光主幹 小室秀隆君
建設主幹 高崎利明君	建築主幹 露口哲也君
水道主幹 澤 畠雅俊君	病院総務主幹 橋本美典君
事務連絡室次長 中村敏文君	教育長 平野浩司君
教育部長 高木 恵一君	学校教育主幹 小室保男君
学校給食主幹 石田勇一君	社会教育主幹 荒井紀光子君
スポーツ振興主幹 佐藤 修君	農委事務局長 岩田 憲次君
選管事務局局長 石澤 憲君	監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局 長 馬場 博美 君 次 長 那須 清二 君
議事係 長 水上 修一 君 庶務係 猪本 郁君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成26年第1回美幌町議会定例会第5日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番大江道男さん、3番中嶋すみ江さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君）〔登壇〕 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日、午後から欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

第2日目に引き続き、通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は既に通告しております3点につきまして質問をいた

します。

その第1は、緊急防災・減災事業についてであります。

緊急防災・減災を目的に地方単独で災害時の避難所や災害対策の拠点施設の耐震化事業に対して、平成26年度から平成28年度までの3年間、地方債充当率100%、元利償還金の70%を交付税措置する事業が全国5,000億円、平成26年度であります。予算計上されております。

美幌消防署庁舎、役場など災害対策の拠点施設、スポーツセンター、コミセン、町民会館、各町内会集会室などの避難所、これらの耐震化などに当事業の活用を検討すべきと考えます。

これまでの検討経過と課題についてお示しをいただきたいと思っております。

第2点目は国保税引き下げについてであります。

その第1は、新年度の国保基金活用状況についてであります。昨年12月議会で3億6,000万円の国保基金を保険事業、保険税引き下げなどに活用を提起いたしました。町長は、担当への指示を答弁されました。

新年度において、具体的に活用状況をお示しいただきたいと存じます。

この二つ目は国保税引き下げへの対応についてであります。全道157保険者平均と比較をいたしまして、世帯当たり5万4,000円余りも高い、平成23年度であります。美幌町の国保税の引き下げにはしかし基金活用は見送られています。その理由をお伺いいたします。

第3点目は、全国学力テストの公表についてであります。

その1は、全国学力テストの学校別公表の目的について伺います。

昨年12月15日付、北海道新聞は道内179市町村教育委員会を対象に実施いたしましたアンケート結果を公表し、学テ学校別公表7割反対、序列化を懸念と大見出しで報道いたしました。賛成と表明いたしました教育

委員会も実際の公表にはいずれも慎重な姿勢という報道内容でありました。

その中で、美幌町教育委員会はオホーツク管内で唯一学校別公表に賛成との対応でありましたが、今議会への美幌町教育行政執行方針でも公表を表明されております。

従来、文科省は過度の競争をあおると学校別結果の公表を禁じ、また北海道教育委員会も結果の公表は各学校の判断にゆだねるということで、市町村教育委員会の判断による公表を禁じてきた経過がある中で、美幌町教育委員会が今年度、公表を示されたわけですが、その目的は何かお示しいただきたいと存じます。

二つ目は、学校別公表の時期と方法についてであります。

学校現場や保護者の間に学校や地域の序列化につながる、学力テスト偏重の授業になる、子供に劣等感を与えるなどの反対、慎重の声が多い中で、いつ、どのように公表するのかお示しいただきたいと存じます。

また、学校関係者、保護者の意見との整合をどのように図られますか、お伺いいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

全国学力テストの公表については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、緊急防災・減災事業について、事業活用の検討についてであります。本町における公共施設の耐震化への取り組みにつきましては、国土交通省の補助事業である住宅建築物安全ストック形成事業を活用して耐震診断としては災害時避難所でもある旭小学校を平成19年度に町民会館を平成22年度に、コミュニティセンターを平成24年度に、スポーツセンター、トレーニングセンターを平成25年度にそれぞれ実施してお

り、平成26年度には美幌消防署庁舎を実施する予算を計上しております。

また、診断結果に基づきコミュニティセンターの耐震化工事につきましても、平成26年度予算に計上しております。これまでに実施した取り組みの財源としましては、補助金のほか、実施設計費、工事監理費及び工事費に対して防災対策事業債（充当率90%、交付税措置元利償還金の50%）が対象となっております。

公共施設の耐震化における課題としましては、補助事業を活用した場合及び議員御提案の単独事業であります緊急防災・減災事業債を活用した場合におきましても、後年度の一般財源負担が生じ、事業規模によっては財政運営上、大きな影響を及ぼすことから計画的な取り組みが重要であります。

このため、平成26年度の地方財政対策において、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の策定を要請していることから、耐震化や再配置を合わせた総合的かつ計画的な公共施設等総合管理計画を策定した上で、計画的な管理の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、国保税引き下げについて、新年度の国保基金活用状況についてであります。平成26年度国民健康保険特別会計予算において、国保基金からの繰入金として2億7,488万5,000円を計上しております。

主な充当先については、一般被保険者療養給付費15億9,298万1,000円のうち、基金充当2億4,957万6,000円、保健事業費・健康づくり推進費2,081万5,000円のうち、基金充当額1,622万4,000円、特定健康診査等事業費1,214万3,000円のうち、基金充当908万5,000円となっております。

特に健康づくり推進費として、がん検診、脳ドック、個別予防接種、エキノコックス症検査、肝炎ウイルス検査、運動指導業務などへの負担金が基金充当先となります。

今後においても、さらに保健、医療、福祉

の連携を図り、町民一人一人の健康を守るため、基金の積極的な活用を図るなど全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国保税引き下げへの対応についてですが、元来、基金は景気低迷や災害発生による保険料の大幅な減収や高額医療費の大幅な増嵩など、保険財政への影響などを調整し、国保事業の健全で持続的な運営を確保するなどの目的で積み立てられております。

国の社会保障制度と税の一体改革において、国保の財政運営を初めとして平成29年度までに運営主体である保険者を都道府県が担うこととなっており、被用者保険間の後期高齢者支援金への全面総報酬割制度の導入で生じる財源活用を初めとして、国保の構造的な問題の具体的な解決策が示されていない状況にあり、加えて都道府県と市町村との役割分担、国保の制度運営やその体制についても明確になっていない状況にあります。

最近になって厚労省と地方3団体との間で本格協議が開始され、厚労省において国保財政の安定化を前提に7月中間報告をまとめ、来年の通常国会に関係法案を提出することとなっております。

世界に誇る国民皆保険を実現した昭和36年度の新国保法で、保険者は市町村とされてから約半世紀、多くの改正を重ねてきた国保制度が保険者の変更という医療保険制度の最大規模の変革を迎えようとしております。

このような状況の中、町として国保事業の健全な運営、安定した財源の確保を維持していくことが重要であり、国保基金の運用については慎重にならざるを得ない状況にあると認識しております。

今後、国の動向を注視する中で情報の収集を行うなど、新制度の内容を見きわめながら万全な対応をしてまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁させていただきます。

全国学力テストの公表について、初めに全国学力テストの学校別公表の目的についてありますが、全国学力・学習状況調査は児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証することで、その改善を図るとともに、学校における教育指導の充実や改善に役立てるために実施されています。

小学6年生と中学3年生を対象に国語と算数、数学の2教科について、知識及び活用に関する問題に解答するものですが、これまでの美幌町の結果は総じて全道平均を下回る状況にあります。

教育基本法には地方公共団体の責務として義務教育の機会を保障し、その水準を維持すること。義務教育として行われる普通教育の目的として各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことがそれぞれ明記されています。

生まれ育った場所によって学力に大きな差があってはなりません。その差を埋めるための努力は学校教育に携わる全ての者の使命であり、実効性のある取り組みを推進するには保護者の皆様の御理解と地域の方々の御協力が必要となります。

美幌町の教育施策を担う教育委員会といたしましては、全国学力・学習状況調査の結果を公表することにより、みずからの説明責任を果たすとともに、「びほろっ子」の現状を広くお伝えすることで、保護者の皆様の御理解と地域の方々の御協力をいただきながら、児童・生徒一人一人に確かな学力を身につけさせる実効性のある取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、学校別公表の時期と方法についてですが、4月下旬に実施する全国学力・学習状況調査について、都道府県別の結果が公表されるのは例年8月下旬ごろであり、市町村別の詳細な結果が届くのはさらに一月程度を要します。

公表に当たっては、文部科学省が定める実施要領に基づき、適切に対処してまいります。学校別公表は学校生活や家庭学習に関する調査に限定し、平均正答率などの学力状況につきましては、学校別ではなく美幌町全体の数値の公表を考えております。

社会が大きく変化する中であって、児童・生徒には基礎的で基本的な知識と技能を習得し、思考力と表現力、判断力を身につけることが求められています。

昨年12月から町広報紙に「びほろっ子」の生活習慣の改善、見直しを図るための連載を始めましたが、全ての美幌町民が子供たちの成長にかかわり、町全体で子育てを行う気運が高まることを期待しての取り組みです。

公表の時期や具体的な手法につきましては、各校長と協議を重ねるとともに、学校評議員などの関係者の皆様の御意見もいただきながら、教育上の効果や影響を考慮の上、慎重かつ適切に判断してまいります。

以上、御答弁させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 再質問をさせていただきます。

御答弁の中で公共施設の耐震管理については、住宅建築物安全ストック形成事業、3分の1の補助で、補助残は起債90%充当、交付税措置は元利償還金の50%という制度があるので、これを優先しようという中身のようには思われます。

それで、美幌町といたしましては大きな災害・防災の拠点施設としては役場庁舎がございます。

今回、耐震診断を行う消防庁舎も防災の拠点施設だろうというように思います。また、町民にとってはいざというときの駆け込みの避難所、こういうところがたくさんございますが、その中で多分、ストック形成事業補助対象になるものはそうないのではないかと、いうように私は危惧しています。

そういう意味で、今回、26年度から28

年度までの3年間、緊急防災・減災事業の単独事業に対して一定の助成措置がとられるということに実は期待をしたところでありませぬ。

そこでお伺いいたしますが、従来のストック形成事業の対象に十分なり得るという施設、あるいはそれは相当厳しいのではないかと、単独で考えざるを得ないというものをどのように整理されていますか、まずお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 事業の活用における整理ということでありませぬ。

今までの取り組みにつきましては、先ほど答弁をいたしましたように住宅建築物安全ストック形成事業を使ってきたと、これは避難所を優先してきたということなので、避難所につきましては3分の1の補助事業、そして補助裏が起債事業の防災対策事業債ということで活用してきたと。

問題は今後であります。避難所以外の施設ということでまさに平成26年度消防庁舎の耐震診断に取りかかってまいるわけですけれども、大型の避難所につきましてはある程度、進めてきた中で、これからは避難所以外のもの、あるいは小規模な避難所ということで、小規模な避難所につきましてはある程度、年数等で耐震性のあるものも多いわけなので、あるいは避難所としていないものがあるとかということでありませぬ。

そこで問題は避難所も含めて公共施設の大型の避難所、あるいは避難所でない災害時における重要な機能を持つ施設ということはどうしようかということでありませぬ。

大江議員のおっしゃるとおり、緊急防災・減災事業につきましても、国は引き続き予算化の確保をしまいたということと、あるいは一方では補助事業も継続して行われている中で、このすみ分けがなかなかちょっとはつきりはしてきていないわけでありませぬ。

例えば、補助事業、ストック形成事業では、避難所における3分の1という手厚い補

助金がありますが、それ以外のものでの公共施設につきましては、補助率もこれほどよくないということもあります。

片や、今回やろうとしている消防庁舎、あのようなものは従前から公共施設等耐震化事業という、これは単独事業でありますけれども起債事業で90%充当率の50%の交付税措置と、これが東日本大震災を受けて、さらに手厚くしたのがおっしゃっている緊急防災・減災事業ということで、充当率100%の交付税参入70%ということでもあります。

このように非常に大震災以降、制度も変わってきているということで、基本的には今までも補助メニューにあるものは補助事業が優先と、単独事業の起債事業につきましては一般的に原則としてその補助メニューにないものを単独事業として起債事業で財源措置をして、一方ではその償還について地財措置を講じるというのが今までの流れであります。

災害対策においては、今このように若干その補助事業と起債事業のすみ分けといえますか、これがなかなかちょっと今、明白に分かれていないというのが現実で、私どもも特に今年度から着手いたします避難所以外の公共施設の耐震化、あるいは改築も含め、その点についてはその補助事業、起債事業、そういった対象となるものがどういったものなのかというのが、もっとさらに各省庁とも協議を進めていく中で調べていって、何を活用していけるのか、またいくのがどちらがベータなのかということも含めて研究をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 3・11、あしたが3年目ということで、大変、防災に対しては町民の関心も高い問題です。

そういう中で、もしかしたら単独事業に対して一定の支援もあるというようなことで、美幌町の災害対策の拠点施設、あるいは避難所などが計画的に耐震化されていくのではないかと期待が町民の中にございます。

それで、最初の御答弁の中で公共施設等総合管理計画を策定し、その上で計画的な管理の推進を図るといようなこととございます。

大変、命にかかわる事業なので、できるだけ内容を町民の中に明らかにできればいいのだろうというように思っております、この問題を取り上げたところでありますが、一つは確認をしたいのですが、公共施設等総合管理計画そのものは過去に建設された大量の公共施設が更新時期を迎えていると、したがって市町村に対して公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請するということが、方向としては余っている施設を除却したらどうだということにどうやら力点があるのではないかと。

したがって、これを建物などを放置しないで積極的に防災の観点から除却をしようと、その場合に地方債の特例措置をあげましょうというような性格が濃いのではないかと、どんどん地方が人口増ではなくて、人口減の社会に対応して整理すべきものは整理するというようなものがベースとしてあるのだなど、これはこれで美幌町としても長らく放置されている施設、かつて公共的に利用されている施設がたくさんありますので、この際、これらも含めて整理されるのは大いにいいことだということに思うのですが、それと緊急防災・減災との絡みをもう少し御説明いただければありがたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 公共施設等総合管理計画につきましては、おっしゃるとおり全国的に大量の公共施設の経年により今後の公共施設をどうしていくかということでは、その背景にはやはり人口減少問題があるということで、問題はこのストックをどうしていくかと、その中でおっしゃったように過剰となっていくであろうものはやはり集中化すべきだということも当然あるかと思えます。

また一方では、3・11を踏まえて最低限でもその耐震化を図っていくべき、一定残す

べきだとか、あるいは経年ということは改築がやはりどうしても避けて通れない、今後も機能として必ず残さなければならない施設につきましては、当然、いつか改築を図るということで、この緊急防災減災事業での耐震化に当たっては特に町民会館が今、ちょうど議論に出てきておりますが、耐震化を図らなければならないという結論に至ったわけですが、今までの経年、経過年数を見ますと、あるいは設備等の状態を見ますと耐震化だけで今後どこまで使えるのかという大きな判断の時期にまいっております。

ほかの施設もそういったものが出てくると思いますので、そこで耐震化を図るのか、あるいは耐震化を含め改築で耐震化をクリアしながら新たな施設として今後も何十年も使っていくのかという判断をこの公共施設の総合管理計画の中では当然、なくすもの、統合するもの、なくすもの、それから改築をするものというふうになると、特に公用施設は別として公共施設につきましてはたくさんの町民の方が利用する施設ということで、重要な施設が多いわけなので、これはこういったもの今後のあり方につきましては住民の方を交えた中で美幌町としてこういったものをどういうふうなことで今後、整備を図っていくのかというのは議論を交わす中で一定の方向づけをしていきたいということで、そういった全体のストックのプラス、その耐震化も含めた中でこの計画を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） いずれにいたしましても大変、町民的に関心の高い中身であります。

それと、補助事業は使えるのか、あるいは単独なのか、あるいは補助事業の中で使えるものと使えないものの仕分けなどもあろうかと思えます。

それとあわせて取り壊してしまおうというもの、あるいは改築しよう、耐震化しよう、さまざまな方向性が分かれていく問題で

あります。

総務部長の御答弁の中で町民の皆さんともという方向性が示されておりますが、とかく防災、減災の取り組みについては町民の声がなかなか届きにくいと、そんな感じをしています。

それで、この計画を策定して公共施設と総合管理計画を策定すると、その段階ではぜひ多いに町民の積極的な参加を呼びかけて、後々誰がつくったのだということの絶対生じないということが非常に大事なことになるのではないかというように思います。

それで、その方向性の確認と計画そのものはどのぐらいのスパンでつくられるのか、これをこの部分では最後にしたいと思っておりますので、御答弁をいただければと思います。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、防災・減災については国も力入れているいろいろな事業を打ち出しております。

その中で緊急防災・減災事業、起債事業を使ってはどうでしょうという提案でありました。我々も避難所を含めて、あるいは防災拠点施設をどうするか、そして備蓄をどうするかというようなこと、いろいろな防災・減災の課題を持っているわけですが、いずれにしろいろいろな事業を取り入れて、やはり早目に一定の水準まで持っていかなければいけないということで、いろいろな事業を使いたいと、公の備蓄については緊急防災・減災事業を使わせていただいて、整備を今、進めているところでありますし、あとは防災の拠点施設については、これについては先ほど答弁させていただいたように補助事業である住宅建築物安全ストック形成事業、これを使ってということで、今のところ目標にしています。

あとは避難所の耐震化もどうするかというようなこともあります。それは、先ほど言いましたように公共施設等の総合計画の策定で、しっかり住民の皆さんの声も聞きながら、その中で進めていきたいと思っていま

す。

最近、ここ2年、3年ぐらいですか、自治会連合会との懇談会も地域の安心・安全ということで随分、防災のことについて集中的に声をいただいております。これはかなり具体的な話で提案をいただいているというようなこともありますので、そういった声も含めて、また一般公募の委員さんも当然、組織つくるときには当然、考えていかなければいけないし、パブリックコメント含めてしっかり住民の皆さんの声を入れながら計画をつくり、そして防災・減災対策に当たっていきなさいと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 計画のスパンでありますけれども、まだ国のほうからもその方向性といえますか、考え方が具体的に示されておりませんので、国からの情報等も得ながら考えてまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 部長、声が小さいのでマイクと勘案しながらやってください。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 関心の深いものだけにぜひ、大いに情報を発信していただいて、町民参加の機会をつくっていただければと思います。

私としては、補助事業なかなかないというふうに思っていた中で今回、100%地方債充当率で、それに対して70%の交付税措置するというのは、単独事業としては大変、有利なものだということに思いますので、残して耐震化するもの、あるいは取り壊して建て直すものなどの決断は相当、町長求められていくのだろうというふうに思いますので、その点も計画が示された時点ではスピーディーにやれるようにぜひ御準備をいただければと思います。次に進みます。

国保税の引き下げにかかわって、以下、再質問させていただきます。

最初に私、質問の中で全道157保険者平均と比較して1世帯5万4,000円余りも高いのだということを申し上げました。これ

は、私の読み取り間違いでありまして、全道157保険者平均と比較すると5万1,000円余り高いというのが正解でございます。5万4,000円というのは、一部事務組合を除いた全道の市町村平均と比較した場合、美幌町1世帯当たり5万4,000円高いというのが正解でありますので、まず訂正をさせていただいた上で、基金の新年度の主な充当先、累計で2億7,488万円ほど。ですから、3億6,000万円ほどの国保基金との差額は9,000万円弱と見ております。

そこでお伺いいたしますが、従来、歳入歳出の差し引きによります翌年度への繰越額は1億円を超えておりまして、平成24年度は1億5,000万円、これは相当、金額大きいなというように思いますが、今年度決算の見込みでは翌年度への繰越額は幾らになる予定なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現在のところ予算上はゼロということになっております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 平成23年度1億700万円、24年度1億5,000万円、平成25年度末ではゼロの見込みであると。それではわかりました。

最初の御答弁の中で、一般被保険者療養給付費の充当額2億5,000万円ほどということですが、これは例年、当初予算では一般被保険者療養給付費、すなわち医療費、国保の改定で本人の3割負担を除いた医療費残りをこの療養給付費ということで予算計上されていますが、例年の充当額と決算額はどのようになっていますでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 平成23年度でいきますと、平成23年度の当初予算は1億1,535万6,000円でございます。決算額につきましては、平成23年度は1億6,853万8,000円、それから平成24年度を比較いたしますと、当初予算では1億4,371万3,000円、平成24年度決算

額につきましては1億7,306万2,000円、平成25年度につきましては予算決算見込み額それぞれ1億5,569万7,000円の予定でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 例年、確かに美幌町の療養給付費は少しずつ右肩上がりにふえておりましたし心配をしているのですが、同時に当初予算で基金で充当するといっても、最終的には決算の時点では全額が使われるということではなくて、ほとんどが言ってみれば不用額ということで、会計処理されているという性格のものというふうに受けとめております。

したがって、当初予算で2億5,000万円ほど療養給付費に充当はしていますが、例年どおりでいえばほぼ、この8割、9割方が不用額と要りませんでしたという形で基金、あるいは翌年度の繰越金という形に変化していく流れであるというふうに判断してよろしいでしょうか。

もう一つかかわってまいります、そのようになることが避けられないのはどうしてなのか、私も保険税を支払っている者でありますので、ぜひそれは知りたいなど、当初予算では計上されるが最終的にはそこまではいきませんでしたということの繰り返しが行われているので、ここはぜひ町民にわかるように御説明いただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 例えば歳出のところでは保険給付費がございます。そこで、保険給付費は平成25年度の予算でいきますと20億2,000万円、約20億3,000万円でございます。

それで、その部分が予算額に達しなかった場合に減額が生じるというようなことでございます。

それで、もう一つのそれは歳出の要因としてはやはり保険給付費の総額が変わること、それから歳入につきましては国民健康保険税の見込み額、これにつきまして徴収率を求め

ておりますので、その部分で徴収率が上がったことによって、その分の税収が上がるということがプラス要素、要するに繰り入れをしなくていい要素になります。

それから、そのほかの交付金につきましても、こちらのほうで当初予算ではないものを請求をしております、それが認められたことによって公費負担が増えるというような結果で、最終的に繰り入れをしなくてよくなるというような仕組みがございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 会計上のルールがあつて、しかし確実に例年どおりの努力をすれば確保できる収納率、あるいは制度が突然変わらなければ前年度と同じように交付される調整交付金というようなものが、当初予算では計上できないというようなことで基金からことは多額の療養給付費の充当がされていると。

それで、私はそこまで分析できていないのですが、例年どおりの状況であれば、したがって2億5,000万円の大半が今年度末、いや、新年度末にも不用でしたという形で戻ってくる可能性が多分にあるというふうに予算を見ております。

そこで、時間が押してきていますので、こういうふうに見ますと予算上では基金の残高が約2,000万円ぐらいあると、1,960万円ぐらいだということで、例年3億6,000万円ぐらいあるものがほとんどないというようになりますが、しかし会計上の仕組みを当初予算は持たざるを得ないので、そうなっているのですが年度末には多額の基金を持つことになりそうだというように私は判断をしております。

そうしますと12月議会からも申し上げているのですが、1世帯当たり全道市町村と平均して5万4,000円程度の高いという現実に対しては、1銭も基金を活用しないというのは、これは大変、冷たい態度ではないかというふうに思っています。

そこで12月議会での町長の御答弁は担当

部署に基金の活用の検討を指示すると、あるいはつらい思いをして国保税を納税された方の納得を得られるように検討したいと、こういう中身でございました。

予算編成権者として、このようなみずからの御答弁に対して今回の予算措置は及第点だとお考えでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 及第点かどうかは議会議員の皆さん、また町民の皆さんの判断だと思いますけれども、まだできるかなというような思いを持っておりますけれども、いずれにしてもこの基金は先ほど大江議員おっしゃったように当初予算では赤字予算組めないで、どうしても基金の繰り入れをして予算を組まないといけない、そしてその間に入ってくるものと出るものの状況がいろいろ変わってくると。

出るほうは療養費が減ると、健康づくりがうまくいっている、あるいは多分、病院にかかりびかえではないと思っておりますけれども、健康づくりが進んだり、あるいは入ってくるものは調整交付金のうち特別調整金が多く入ってきたりというような、結果として今までそうってきているということですが、ただ今後を見通しますとやはり高度医療がこの地域、今、日赤が160億かけて建築しております。そして、そのそばに道立病院が来るということになると、かなり高度医療がこれから我々も利用できる、札幌までいなくてもこの地方でできるということになると、やはり療養自体の伸びも当然、出てくるのだらうなと思っておりますので、基金を保険税の引き下げに使うというのは、なかなかちょっと状況として厳しいかなとは思っております。

それで、今、国保全体の費用負担をどういうふうにしているかとなると、国費でいうと34%が32%になって、その2%が都道府県持つと、それを調整交付金で出すということなので、国は軽くなったけれども、都道県は重くなって来る、そして一番保険者である

市町村が大変、将来に対する不安を持ちながら国保の運営に当たっているということなので、町民の皆さんにこの基金をどうやってお返しするかというのは、やはり健康づくりのためにつくるという議員の提案が、やはり最適だと思いますので、これは例えば1回、2億、3億使って、旭川の例では5億使ったと一般会計から、出して1万円、たしか1万円でしたか旭川で下げたという例は聞いておりますけれども、それも一過性だったらやはりだめだと思います。

将来を見据えて一、二年下げて4年目からまた上げなければいけないという状況は、返って町民の皆さんに混乱を与えるので、この基金をどうやって使うかというところやはり我々は心をちょっと、そこに考えをしつかりと持っていかなければいけないのではないかと考えております。

それで、1世帯当たりの21万円という平均で税の負担、これ全道でいうと44番目だと思います。標準世帯の40歳代の夫婦、子供2人、そして所得200万円となると41万円と、4人家族ですから41万円というようなことになっております。

また、1人当たりの税負担でいうと11万4,000円ということで、この前、新聞にも出ていましたけれども、一番高い猿払村では16万円というようなことであります。全道平均で9万2,000円と、これは高い、いい位置にいるかどうかというのは、それぞれの医療環境も含めていろいろ判断しなければいけないと思っておりますけれども、これがいい位置にいるのかどうかというのは、これまた議会議員の皆さん、町民の皆さんの判断だと思います。

いずれにしろ、この国民皆保険の制度を世界に誇る制度ですので、仮に下げるとするとやはりもうちょっと国が32%でなく、もうちょっと国費を使うべきだと、地方の市町村が下げるために財源をどうするか、一般財源から戻ってくるというような、これはかなり厳しい話だと思いますので、やはり国がその

辺、国民均一なところでやはり軽減するというのが、それが国の役割ではないかなとは、そのようなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 全く時間がなくなっておりますので、私は1人当たりで25番目に高いよとか、あるいは今回、世帯で言えば44番目、全道157事業者の中でそういうランクなのだということで、ぜひつらい思いをして国保税を納税されているという方の理解、納得が得られるような取り組みをやっていただきたいと、一過性で返せば済む話ではもちろんありませんので、高くなっている構造にメスを入れていただきたいということで、そういう取り組みに対しては期待をしております。

今後、国保基金の残高と歳入歳出の差引額、繰越金はもう両方見ながら適正な予算なのかどうかということを町民と一緒に考えてもらいたいというふうに思っております。

なお、前向きに御検討いただければということだけ申し上げて、あと5分半の残り時間しかありませんので、学力テストの公表問題で再質問させていただきます。

手元に用意したのですが、ちょっと活用しきれないと思うのですが、学力テストが四十数年ぶりに再度復活したのは今から十四、五年前です。

その際、当時の文部大臣は学校や地域に教育の上での競争原理が必要なのだということをも盛んに主張されておりました、それ自体が世界の流れと随分、逆行していると、競争で教育分野に競争を持ち込むのは教育的ではないと、こういう批判がOECDの中から特に日本に向けて発せられてまいりました。

その際、政府が行ったのは、市町村別の公表だとか、あるいは学校別の公表はさせないのだと、それで競争は生まれないということできました。スタートしたのは第1次安倍内閣です。

そして今回、当時約束だった地域間、あるいは学校間の公表に踏み切ったのは第2次安

倍内閣のもとで、子供たちはしたがって公表されれば当然に当時、危惧されていまして学校間格差だとか、あるいは子供の中でできる子、できない子、お前がいるからこの学校の成績が下がったのだと、学力テスト欠席したらどうだというようなことは、かつて何回も指摘されています。

あるいは、美幌町の成績がよくないのは、どここの学校のせいだというふうな目が当然に生まれるのが全ての6年生、中学3年生を対象にした学力テストが本来持っていた危惧だったわけです。

そういう意味では、今回、学校別に平均点などを公表はしないという第1回目の答弁は、それはそれで私はほっとしているのですが、しかし、そういう構造の中で今、置かれているというようなことで、最後なので今回、教育委員会としてはそういう方向出されたということですが、方向は腹の中にお持ちなるのは当然なのだと思うのですけれども、実施するしないというのは、やはり学校関係者、例えば校長先生はもとよりですが、PTAだとか、保護者だとか、あるいは教員の皆さんとか、そういう多様な意見のもとでぜひ教育行政としては町民との対話の中で最終決定をしていただきたいと。

この学力テストのずっと14年になりますか今回で、その中の持ってきた背景からいって非常に慎重な取り扱いが求められているというふうに思っております。

12月15日の道新の大見出しは、5段抜きで7割が反対、あるいは慎重という中で、最悪のケースは私は免れたかなというように思うのですが、なおそのような慎重な取り扱い、特に町民が主役の自治基本条例を持っている美幌町としては、教育行政の上でもぜひ御配慮いただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、大江議員がおっしゃった本来の危惧されることというのは十分、理解をします。

ただ、私は教育長になったときに常々考えたのは、やはり本来、最低限必要な基礎学力とか、そういうものが今、身につけていないのではないかということに非常に私は危惧しているところなのです。

今までは、本来、危惧されたことで、どこかで子供のためとか何かに振りかえて本来の子供の力を与えるということに努力してこなかったことに私は非常に問題があるという気がしています。

その中で、やはり私の信念としては地域の子供はやはり地域で育てるということが皆さんが言っていた中で、全て何か学校に、学校に言っている部分が皆さんの風潮の部分、そして学校はお互いこの枠の中で非常にそれを外に出そうとしていない、私は常々、学校と家庭と地域と行政、この四つをやはり連携とる必要があるし、地域も何とか協力したいと、これで子供が少なくなって、やはり地域の底上げをしないとだめだよねと、それぞれ皆さんが思っている中において、本当にきちんと今、置かれている状況を一部の学校とか、学校区というのですか、教区のみだけではなくて、町民に知らせる必要があると。

ただ、その中でも、では教育委員会が何でもできるということではないので、やはり今までの危惧されることも頭に置きながら、きちんと対応する必要があるけれども、まだまだやはり地域に出して、その中の改善をして子供たちのレベルを上げて、本当にこれからの地域を担ってくれる、美幌町を担ってくれる子供たちとして、これからの地域をきちんと安定していくことが必要だという思いの中で、実施要領に気をつけないといけないことは当然、示されていますので、それをきちんと守りながら公表していく考えであります。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第11から第28号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 議案第11号美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてから、議案第28号平成26年度美幌町病院事業会計予算についてまでの18件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明をお願いします。

なお、総務部長から腰痛のため、一般会計予算について着席のまま説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の192ページお聞きいただきたいと思います。

議案第11号美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について。

美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約を次のように変更する。

記、以下につきましては、議案の参考資料の4、9ページ、10ページお聞きいただきたいと思います。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害程度区分が障害支援区分に改めることに伴い、規約の名称及び一部を変更するものでございます。

この改正につきましては、障害者総合支援法に基づきまして、身体、知的、精神の各障害者に必要な介護の時間を統一の基準で算定をいたしまして、障害によって異なっていたサービス体系から同法で3障害を一元化した新しいサービス体系に移行するための改正でございます。

改正内容につきましては、美幌地域3町障害程度区分認定等審査会を美幌地域3町障害

支援区分認定等審査会に改め、第2条中、美幌地域3町障害程度区分認定等審査会を美幌地域3町障害支援区分認定等審査会に改めるものでございます。

根拠法令等につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律でございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日付でございます。

以上、御説明いたしました。よろしく願います。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の193ページでございます。

議案第12号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

記。

美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例。美幌町附属機関に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表中、美幌町学校給食運営委員会の委員構成のうち、美幌町立福豊小学校は今年3月末で閉校、美幌町立旭小学校に統合されますことから、小学校及び中学校の校長の数6人を5人に改正しようとするものでございます。

施行日は、平成26年4月1日でございます。

なお、参考資料の12ページに新旧対照表を記載してあります。

以上、御説明申し上げましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の194ページお聞きいただきたいと思えます。

議案第13号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように

制定する。

記、以下につきましては、議案の参考資料の6、13ページ、14ページで御説明いたします。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害程度区分が障害支援区分に改められたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

先ほど御説明いたしました議案第11号に関連する改正でございまして、審査会委員の名称変更の改正でございます。金額については変更はございません。

改正の内容につきましては、別表第1中、頭の部分、障害程度区分の文言を障害支援区分に改めるものでございます。

根拠法令等につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律でございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日付でございます。

以上、御説明いたしました。よろしく願います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の195ページをお聞きいただきたいと思えます。

議案第14号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の15ページをお聞きいただきたいと思えます。

資料7、議案第14号関係。条例名は美幌町職員の給与に関する条例であります。

今回の改正目的につきましては、人事院勧告に基づく給与の改定を行おうとするものであります。

改正内容につきましては、平成17年度の人事院勧告に基づきまして、平成18年度の給与構造改革による俸給水準の引き下げに伴う経過措置がこれまで8年間とられてきました。

具体的には、新制度への移行の際、旧号俸の切りかえが必要となり、その際、切りかえ後の俸給額が直前の俸給額に達しない場合には減給を保障するというものであります。

号俸が高くなるほど、減給保障期間が長くなり、高位の号俸から切りかえられた職員は昇格しない限り減給保障が続くこととなります。

18年から既に8年が経過をし、ほとんどの職員が移行済みであり、ごく一部の職員しか残っておらず、人事院につきましても平成26年4月で廃止するよう勧告し、国家公務員につきましては4月から廃止をされることとなったところでございます。

本町におきましても、対象者がごく一部になったということと、公平性の観点から経過措置を長く続けることには妥当ではないという判断のもとに、国家公務員に準じまして4月から廃止をしようとするものでございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日でございます。

以上、御説明申し上げましたが、16ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の196ページをお開きください。

議案第15号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

記、以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の17ページをお開きください。

資料8、議案第15号関係であります。

改正目的であります。エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正による字句の整理のため、条例の一部を改正するものです。

エネルギーの使用の合理化に関する法律に電気の需用の平準化の概念を追加されたことにより、法律の名称をエネルギーの使用の合理化等に関する法律と改正されたもので、改正項目美幌町手数料条例の別表35、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の備考欄の3項の根拠法令に「等」をつけて改正するものであります。

根拠法令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律。施行日は平成26年4月1日です。

以上、御説明いたしました。続きまして議案の199ページにお戻りください。

議案第16号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記、以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の20ページをお開きください。

資料9、議案第16号関係であります。町営住宅南団地、美富団地、三橋南団地、仲町団地の4団地の駐車場整備工事を平成26年度から3カ年をかけて実施の予定であります。

改正目的であります。南団地及び美富団地の駐車場整備に伴い、駐車場使用料を徴収し、または駐車場相互の間における均衡を図るために、既に有料化している旭団地及び借り上げ公住の駐車場使用料のうち、複数区画を使用する際の使用料を改正するものであります。

改正内容であります。1点目としましては条例第63条の使用者の資格規定ですが、町との契約の相手方を明確にするために、駐車場の契約の相手方を住宅の契約者と同一と

するための改正です。

2点目といたしましては、第64条ですが、従来、公住の駐車場は1世帯、1区画を原則としていましたが、今回、整備拡張することから、区画の範囲内で複数台の使用を認めることとし、第3号を追加いたします。

3点目といたしましては、別表第1になりますが、今回、整備します2団地の駐車場を追加するもので、使用料金につきましては既に旭団地が月額1,000円としていることから、今回、整備する2団地についても同額としています。

ただし、備考になりますが、複数台の使用につきましては、区画数に限りがあり、希望者数によっては全てが認められるものでないことから、1区画目よりも1.5倍にする、1,500円にすることといたします。

この規定につきましては、既に有料となっている旭団地、借り上げ公住についても適用するものです。

施行日は、平成26年10月1日です。

条例の新旧対照表、資料の21から22ページに記載しておりますので、御参照してください。

以上、説明申し上げましたのでよろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島学君） 議案書200ページでございます。

議案第17号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記、以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の23ページをお開き願いたいと思います。

なお、議案第17号から議案第20号の指定管理者の指定にかかる資料を別途、配付をさせていただいておりますので、あわせて参考としていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、参考資料23ページ、資料10、議案第17号関係、指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称、美幌峠レストハウス展望休憩室。主立ったところだけ御説明をさせていただきます。

指定管理者、美幌町字仲町1丁目44番地、美幌商工会議所、会頭若林輝彦でございます。

選定の理由、美幌峠レストハウスにつきましては、町と商工会議所の共有建物でありますけれども、美幌町が所有をしております2階の展望休憩室部分について指定管理を行うものであり、今までの指定管理の実績と建物の一体的管理運営から美幌商工会議所を選定したものでございます。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から、平成30年3月31日までの4年間となります。

引き続きまして、議案書201ページ、議案第18号指定管理者の指定について、美幌町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものです。

記、以下につきましては参考資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

資料11、議案第18号関係、指定管理者の指定について。

施設の名称、美幌ターミナル物産センター。

指定管理者、美幌町字新町3丁目97番地の2、美幌観光物産協会会長三坂重弘でございます。

選定の理由につきましては、今までの指定管理実績と同施設で運営を行っている物産館ぼっぼやとの一元管理による効率的な管理運営を図ることができるため、美幌観光物産協会を選定したものでございます。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間というふうになります。

続きまして、議案書に戻りまして、議案書

の202ページ、議案第19号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記、以下につきましては、参考資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

資料12、議案第19号関係。指定管理者の指定について。

施設の名称、美幌町職業訓練センター。

指定管理者、美幌町字西1条南5丁目3番地、職業訓練法人美幌職業訓練協会会長蓮井博文でございます。

選定の理由につきましては、施設の設置目的であります労働者の技能向上を図るための職業訓練及び職業の能力検定を実施でき、また過去の指定管理実績を考慮して美幌職業訓練協会を選定したものでございます。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間でございます。

議案書に戻りまして、議案書203ページ、議案第20号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記、以下につきましては、参考資料の26ページをお開きいただきたいと思います。

資料13、議案第25号関係、指定管理者の指定について。

施設の名称、農業実習施設、休憩施設、森林公園及び農村公園。

指定管理者、美幌町字美禽258番地の2、一般財団法人美幌みどりの村振興公社、理事長染谷良でございます。

選定の理由、公社につきましては、各施設の特色を生かした事業展開を図り、地域に根差した事業を積極的に進めており、また、過去の指定管理実績を考慮して選定をしたものでございます。

指定期間、平成26年4月1日から平成3

0年3月31日までの4年間です。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の204ページをまずお開きいただきたいと思います。

議案第21号平成26年度美幌町一般会計予算について御説明申し上げます。

上記について、別冊のとおり提出することによって、別冊の平成26年度各会計予算書のまずは5ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度美幌町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億712万5,000円と定め、第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」で御説明を申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は25億円と定めるものでございます。

それでは11ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為でございます。

債務負担行為は、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶなど、将来の財政負担を設

定する行為で、平成26年度以降にかかる事業等についてその期間及び限度額を定めるものであります。

まず1番、上段の庁舎・別館LED照明借上料であります。これは役場本庁舎及び別館の照明器具の省エネ化を図るため、LED化する借上料で、期間は平成26年度から平成31年度までの6年間で、限度額は534万3,000円であります。

次に、総合計画策定業務委託料であります。これは現在の第5期美幌町総合計画は、平成27年度をもって期間満了となることから、平成28年度からの第6期美幌町総合計画策定に向けた策定支援業務の委託料で、期間は平成26年度から平成27年度までの2年間で、限度額は308万円であります。

次に、財務会計システム借上料であります。これは平成17年度に導入しました財務会計システム更新の借上料で、期間は平成26年度から平成31年度までの6年間で、限度額は3,092万1,000円であります。

次に、住民基本台帳ネットワークシステム借上料であります。これは平成20年度に導入しました住民基本台帳ネットワークシステム機器更新の借上料で、期間は平成26年度から平成31年度までの6年間で、限度額は258万7,000円であります。

次に、自動体外式除細動器借上料（保健福祉総合センター）であります。これは平成16年度に御寄贈いただきました保健福祉総合センターのAEDの更新で、期間は平成26年度から平成30年度までの5年間で、限度額は15万1,000円であります。

次に、機械警備委託料（中学校）であります。これは平成24年度に平成28年度までの5年契約をしました中学校の機械警備委託料につきまして、平成26年度からの消費税増税に伴いまして契約変更が必要となることから、平成26年度から平成28年度までの3年間で、限度額4万9,000円を予算化するものであります。

次に、自動体外式除細動器借上料（中学

校）であります。これは平成24年度に平成28年度までの5年契約で更新しました中学校のAED借上料につきまして、平成26年度からの消費税増税に伴い契約変更が必要となることから、平成26年度から平成28年度までの3年間で、限度額1万1,000円を予算化するものであります。

次に、電子計算機借上料（図書館）であります。これは平成21年度に更新いたしました図書館の電算システムの更新で、期間は平成26年度から平成31年度までの6年間で、限度額は1,461万7,000円あります。

次に、吸収冷温水機借上料であります。これは平成9年度に設置いたしました学校給食センター吸収冷温水機の更新で、期間は平成26年度から平成33年度までの8年間で、限度額は2,247万4,000円あります。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債でございますが、平成26年度に実施します各事業に要する財源の一部として、地方債に求めるものでございます。

まず、一番上段の緊急防災・減災事業で、限度額は460万円あります。これは瑞治、稲美、鳥里の3カ所の樋門に非常用電源設備を設置する工事及び避難所用発電機の購入財源を地方債に求めるもので、地方債名は緊急防災・減災事業債で、充当率は100%、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものであります。

次に、コミュニティセンター耐震補強事業で、限度額は3,410万円あります。これは、災害時の避難所であるコミュニティセンターにおいて、平成24年度の耐震診断、平成25年度の耐震補強工事実施設計に基づき、平成26年度に耐震補強工事を行うに当たって、国庫補助3分の1の残額を地方債に求めるもので、地方債名は防災対策事業債で充当率90%、後年度元利償還金の50%が交付税措置されるものであります。

次に、第2期埋立処分場施設整備事業で、限度額は1,150万円であります。これは、第2期埋立処分場において発生した浸出液を調整池へ輸送するポンプ施設に点検用のピットを設置するもので、地方債名は一般廃棄物処理事業債で、充当率は75%、後年度元利償還金の30%が交付税措置されるものであります。

次に、農業生産基盤整備事業で限度額は1,190万円であります。これは、田中地区、豊栄地区、昭美地区の道営畑地帯総合土地改良事業の区画整理等に係る分であり、地方債名は公共事業等債が充当率通常分が50%、財源対策債分が40%の合計90%で、このうち財源対策債に係る分について、後年度元利償還金の50%が交付税措置されるものであります。

また、辺地対策事業債が充当率100%で後年度元利償還金の80%が交付税措置されるものであります。

次に、食料供給基盤強化特別対策事業で、限度額は1,330万円であります。これは田中、豊栄、昭美地区における畑地帯総合土地改良事業の暗渠排水、客土、除礫及び美禽地区における経営体育成基盤整備事業の暗渠排水、客土の実施に伴うパワーアップ分で、地方債名は北海道振興基金で、充当率は75%、交付税措置はございません。

次に、特定間伐等促進事業で、限度額は1,260万円であります。これは、平成23年度から平成32年度までの10年間、未来につなぐ杜づくり推進事業として実施されるもので、公共造林事業として実施した植林のうち、市町村が事業費の26%補助した場合、そのうち16%分について道から市町村に補助され、その補助残が起債対象となるもので、今年度は民有林200ヘクタールを予定しております。

なお、地方債名は一般補助施設整備等事業債で、充当率100%、後年度元利償還金の30%が交付税措置されるものであります。

次に、町道整備事業で限度額は2,230

万円であります。これは、社会資本整備総合交付金により実施します町道第19号道路及び町道第24号道路の舗装補修工事の補助残分で、地方債名は公共事業等債が充当率通常分が50%、財源対策債が40%の合計90%で、このうち財源対策債に係る分について後年度元利償還金の50%が交付税措置されるものであります。

次に、埋蔵文化財発掘調査事業で、限度額は180万円であります。これは田中地区、豊栄地区の道営畑総事業の所在調査、試掘調査を実施するもので、地方債名は北海道振興基金で、充当率75%、交付税措置はございません。

次に、臨時財政対策債で限度額は4億2,000万円であります。これは、交付税制度の見直しにより交付税の不足分の一部を地方自治体の地方債に振りかえられたもので、充当率は100%、後年度に元利償還金の全額が交付税措置されるものであります。

以上、本年度の借り入れいたします地方債の総額は5億3,210万円を予定し、計上いたしましたところであります。

次に、72、73ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございますが、まず議会費の総額は8,673万3,000円でございます。議会運営費の議会議員報酬、期末手当、議員共済費等、それからこの段の一番下、政務活動費交付金につきましては、議員13名分を計上しているものでございます。

中ほどの業務委託料、会議録作成委託料については、大幅な減額となっておりますが、これは委託業者変更により安価となっているところでございます。

次の工事請負費、議場放送設備改修工事696万6,000円が新規計上となっております。これは、昭和62年度に更新いたしました現放送設備の老朽化による更新で、有線と無線の混在方式で議場に整備するものでございます。

そのほかにつきましては、昨年度と大きく

変わりはありません。

次に、74、75ページをお開きください。

総務費の総額は3億7,337万2,000円でございます。

1、事務費の7行目、普通旅費が増額となっております。これにつきましては、各省庁等からの情報収集のために各部長について東京2回、札幌1回分を計上したことによる増額でございます。

次の特別旅費につきましても増額となっております。これにつきましては、ニュージーランドワイパ地区定住150年祭公式訪問に係る町長旅費、実費分の計上のため、それから震災被災地復興支援のために、平成26年度職員1名を岩手県大槌町へ派遣する派遣旅費、帰省旅費、帰任旅費の増によるものでございます。

中ほどの庁用備品66万9,000円が新規計上となっております。これにつきましては、昭和55年に購入いたしました町長室応接セットの更新でございます。

次、庁用事務費、4行目、光熱水費新規の計上となっておりますが、これにつきましては庁舎の施設維持管理経費事業からの組みかえによる増額でございます。

そのほかにつきましては、昨年度と大きく変わりはありません。

次、77ページをお開きください。

6行目、3、公文書管理事業費1,001万9,000円、新規計上でございます。これにつきましては、平成26年度モデル導入する総務部内3グループの導入経費を計上したものでございまして、臨時職員、パート職員1名、そのほか特別旅費、消耗品につきましては管理用のフォルダーとか保存箱、手数料につきましては現書架の移設手数料、業務委託料といたしましては導入に伴います支援業務の委託料、備品につきましてはキャビネットの購入等でございます。

次、4、職員研修事業費の特別旅費が増額となっておりますが、これにつきましては研

修対象人数の増によるものでございます。

その下、業務委託料の職員研修委託料も増額となっておりますが、これにつきましては昨年度実施いたしました接遇研修を主査職1日2コマで実施しましたが、新年度におきましては管理職以下2日間、4コマに充実拡充を図って研修を行おうとするものによる増額でございます。

下の段、広報広聴事業費業務委託料の広報作成業務委託料が増額となっておりますが、これはページ数の増によるものでございます。

次、79ページをお開きください。

2段目の1、財政管理事業費の普通旅費が増額となっておりますが、これは過疎法に係る市町村計画協議のための普通旅費増でございます。

次の段、1、庁舎管理事業費の修繕料が大きく増額となっておりますが、これにつきましては議事棟・本庁舎1階トイレの便器改修、本庁舎電気室変圧器交換修繕等による増額でございます。

次、施設維持管理等委託料の警備業務委託料が増額となっておりますが、これはまず日直をこの警備業務に一本化したことによる増と、26年度3年契約の更新年に当たりまして、経費の見直し、あるいは消費税改正による増額となったものでございます。

下から3行目、機械等借上料が新規計上となっておりますが、これは先ほど第2表債務負担行為予算で御説明をいたしました本庁舎・別館の照明器具をLED化するものによるものでございます。

次、81ページをお開きください。

2、町有財産管理事業費の中ほどにあります車両、179万円新規計上でございます。これは、平成7年購入の公用車ライトバンの更新で、北海道市町村振興協会35周年記念特別支援金を活用して、全額この支援金を充当して購入するものでございます。

次、企画費、1政策推進事業費であります。まず平成26年度は第2表債務負担行為

で御説明いたしました第6期美幌町総合計画策定業務に取りかかるもの、また、平成29年度に迎える開基130年に向けて町史編纂業務に着手するもので、委員報酬、あるいは報償費、消耗品費、町史編纂アドバイス業務委託料、次のページの総合計画策定業務委託料を計上するものでございます。

次に83ページをお開きください。

上段の5、国内外交流事業費、各種研修等報償88万6,000円が増額となっておりますが、これは隔年実施しております児童生徒の国内外研修でフィリピンへ6名分を計上しているものでございます。

次の費用弁償と特別旅費が新規計上となっておりますが、総務費の一般管理費で御説明いたしましたニュージーランドワイパ地区定住150年祭公式訪問に係る議長及び随員1名の旅費を計上したものでございます。

その下、負担金、ケンブリッジ交流事業負担金、増額となっておりますが、同じく公式訪問に係る関係機関代表者の旅費及び展示品送料による増額でございます。

次、辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業費の下から2行目、生活バス路線運行維持費補助金が減額となっておりますが、これは古梅線廃止による減額でございます。

その下、積立金1万6,000円となっておりますが、積立金につきましては基金利子積立金で、以降、各費目で計上しております積立金につきましても、同様、基金利子の積立金でありますので、それぞれの説明につきましては省略させていただきたいと思えます。

次、85ページをお開きください。

○議長（古館繁夫君） 部長、ちょっと早いけれども、暫時休憩いたします。

交通安全から始めます。

再開を1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

引き続き、お願いいたします。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 引き続き85ページをごらんいただきたいと思います。

2段目になります。

1、住民活動推進事業、修繕料が増額となっておりますが、これは古梅総合センター体育館及び物品庫の屋根の修繕による増額でございます。

その下、原材料費につきましても増額となっておりますが、これにつきましては南集会室の屋根塗装を自治会で実施するための材料費代増額でございます。

その下、庁用備品も増額となっております。これにつきましては、地域集会室のストーブ及び防災防炎カーテンのほか、各種イベント用で実施をしているテーブル80台、椅子100脚を屋外用の軽量備品に更新をしようとするものでございます。

下から3行目、自治会活動運営等補助金につきましては見直しを行なったものでございます。

当該補助金は、平成14年以降、見直しがされていないこと及び少子高齢化による人口減少により現行の補助基準では年々補助金が減額となってしまう、今後、ますます重要な自治会活動に支障となることから、補助基準を人口減少に左右されなくするために人口割りを廃止するとともに、均等割及び世帯割単価の増額を図ったこと、さらには自治会所有の地域集会室においても、指定管理と同様に電気、水道料金の基本料金を補助することとし、施設を所有する自治会負担軽減を図ろうとするものでございます。

次、87ページをお開きください。

上段の下から2行目、地域集会施設整備補助金新規でございます。これにつきましては、自治会所有の集会室にかかる10万円以上の修繕につきましても、今までの新築あるいは増改築に加えて、新たに修繕料についても2分の1補助を行おうとするものでございま

す。

次に、一番下の段になります、1、防災活動推進事業費の下から4行目、消耗品が大幅に増額となっておりますが、これは防災啓発用個別非常持ち出し品セットを4年次計画で全戸配付する1年目といたしまして、2、750セット、総事業費では2,600万円を予定し、9,741世帯に配付をしようとするものでございます。

次、89ページをお開きください。

上から5行目、樋門電気設備工事、新規の予算でございます。

これは、先ほど地方債予算で説明をいたしました瑞治、稲美、鳥里の3カ所の樋門に非常用電源設備を設置するものでございます。

その下、機械器具、これも新規でございますが、これにつきましては地方債で説明をいたしました小規模避難所6カ所に6台の発電機を整備するものでございます。

次、補助金であります。自主防災資機材等購入補助金、新規10万円でございます。

これにつきましては、平成26年度より自主防災資機材の保管庫購入費を10万円を限度といたしまして新たな補助を設けるものとしたものでございます。

ほかには大きく変わるところは、このページはございません。

次、91ページをお開きください。

中ほど以降の戸籍・住民基本台帳事務費でございます。まず、社会保険料と臨時職員につきましては新規計上ではありますが、これにつきましては職員の産前産後並びに育児休暇取得のために代替職員を雇用しようとするものでございます。

その下の各種表彰等報償等、1行飛びまして消耗品につきましては、昨年度からスタートいたしました職員提案制度第1号として採用した事業で、婚姻届けの用紙を明るい色にかえ、本人控えを作成し、認証材のフォルダーを添えてお祝い品として贈呈しようとするもので、年100件分を見込んでおります。

次、一番下から2行目、電算機器借上料増額となっておりますが、これは昨年10月に更新いたしました電算機借上料、本年分は通年予算で増額となっております。

次、93ページをお開きください。後段のほうにあります知事及び道議会議員選挙費と次のページにあります町長及び町議会議員選挙費につきましては、平成27年4月に行われる地方統一選挙の準備費用の計上でございます。

95ページの2段目、網走川土地改良区総代選挙費の新規予算計上ではありますが、これにつきましては平成26年6月に行われる土地改良区総代選挙費経費の計上でございます。

次、統計調査費でございます。増額となっておりますが、今年度の統計調査につきましては、農林業センサス、経済センサスの基礎調査、商業統計調査、全国消費実態調査実施による予算の増額となっております。

次、97ページをお開きください。このページについては、前年度と大きな変更はございません。

次、99ページをお開きください。民生費でございます。民生費の総額は、22億18万3,000円の計上でございます。

一番上、社会福祉総務費、一般事務費の非常勤職員報酬新規の計上でございます。これにつきましては、平成27年から平成31年度までの地域福祉計画等の策定委員会5回分を計上したところでございます。

次、少し飛びまして業務等委託料、町民アンケート調査業務委託料新規計上であります。

これにつきましては地域福祉計画策定に伴いますアンケート調査の実施の委託でございます。

次、下のほうから6行目、3、臨時福祉給付金給付事業費、業務等委託料、臨時福祉給付金システム作成委託料、新規計上でございます。

これは、消費税率の引き上げに伴いまして

低所得者の負担を軽減する臨時福祉給付金の給付準備のためにシステム導入費を当初予算に計上するものでございます。

なお、給付金につきましては、制度が明らかになった時点で補正対応といたしたいと思っております。

次、101ページをお開きください。

社会福祉施設費の一番上段、施設維持管理事業費の業務等委託料の3行目、コミュニティセンター耐震補強工事監理業務委託料新規と工事請負費のコミュニティセンター耐震補強工事の新規計上でございます。

これにつきましては、平成24年度の耐震診断及び平成25年度の実施設完了に伴いまして新年度に補強工事を行うものでございます。

具体的には体育館部分の鉄骨部分の補強を内部から工事を施工するものとなるものでございます。

次、教育備品につきましては、コミュニティセンターの卓球台の更新で、昨年度の8台に引き続き、新年度4台を更新し、全て更新完了となるものでございます。

その次、高齢者福祉費であります。一般事務費、非常勤職員報酬と3行飛びまして町民アンケート調査業務委託料につきましては、増額及び新規計上となっておりますが、これにつきましては平成27年度から平成29年度の3カ年の高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画策定のための委員会の開催、あるいはアンケート調査実施の経費の計上でございます。

その次の消耗品費についての増額でございますが、これにつきましては75歳以上の高齢者に対しまして外出時における身元確認や必要な情報を確認できるように高齢者カードを作成し、自治会を通じ配付するもので、3,500人分を計上したところでございます。

次、103ページをお開きください。

2、在宅福祉事業費の機械器具154万9,000円の計上、これの増額となっております

理由は、緊急通報装置の要望増により、30台分を計上したところでございます。

次、4、施設運営事業費の修繕料増額となっておりますが、これは老人憩いの家、機械室給水管取りかえ修繕による増額でございます。

次、105ページをお開きください。

5、施設措置事業費、扶助費、老人保護措置費、3,601万円でございます。これは、美幌町民が町外の養護老人福祉施設に入所しております18名の方と現在、入所相談中の2名の方を見込み、計20名に対する措置費の計上でございます。

次、6、後期高齢者医療費、負担金、療養給付費負担金、後期高齢者医療広域連合で支払う医療給付費に要する町の公費負担分で国が6分の4、道が6分の1、町が6分の1を負担するものであります。

次、7、他会計負担事業費、操出金、後期高齢者医療特別会計操出金であります。これにつきましては保険料の軽減に係る保険基盤安定分として8,065万6,000円、広域連合市町村負担金分として654万9,000円、市町村事務費分として1,297万1,000円について一般会計から繰り出すものでございます。

次の介護保険特別会計操出金につきましては、介護給付費に対するルール分として1億9,437万7,000円、包括的支援事業任意事業分として1,614万2,000円、介護予防事業分として142万4,000円、人件費、その他事務経費分として4,445万9,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

次、国民年金事務費、業務等委託料の一つ飛びまして年金生活者支援給付金システム改修委託料新規予算計上でございますが、これは年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行により、平成27年10月から支給予定に係るシステム改修費を計上したものでございます。

次、107ページをお開きください。

上から10行目、補助金の大幅減額となっております。20万円ということで、大幅減額となっておりますが、これは昨年度まで療育病院開設準備補助金として補助金を支出していましたが、10年間の期間が終了したことによる減額となっているものでございます。

次、3、障害者自立支援事業費、非常勤職員報酬と業務等委託料の町民アンケート調査業務委託料の増額、あるいは新規計上であります。これは平成27年から平成29年の3カ年の第4期美幌町障がい福祉計画策定に係る委員会の開催及びアンケート調査実施による計上でございます。

その下、各種研修等報償新規予算でございますが、これは市民後見人養成研修実施期間設置検討会及び先進地視察の実施による計上でございます。

その下、著作権等使用料新規予算の計上でございますが、障害福祉サービス費の請求審査を紙ベースからシステム化に改めるため、システムライセンス料を計上したものでございます。

次、109ページをお開きください。

2段飛びまして、2、児童福祉費、1、一般事務費の非常勤職員報酬、普通旅費、業務等委託料の子ども・子育て支援新制度システム対応業務委託料につきましては、子ども・子育て新制度に伴う計画策定及びシステム対応業務委託料による増額でございます。

次に、補助金、認可外保育所利用者補助金の増額でございます。これにつきましては、平成26年度保育料改定に伴う町補助金の増額ということで、保育料改定の内容につきましてはゼロ歳児、月5万5,000円であったものが6万円に、1歳児4万9,000円であったものが5万4,000円に、2歳児4万2,500円であったものが4万7,500円に改定されるものでございます。

次、111ページをお開きください。このページにつきましては、前年度と大きな変更

はございません。

次、113ページをお開きください。

一番下になります、7、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、業務等委託料、子育て世帯臨時特例給付金システム作成委託料、新規予算でございます。

消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和するなどの観点から給付される子育て世帯臨時特例給付金の給付準備のため、システム導入経費を計上するものでございます。

次、115ページをお開きください。

中ほどの保育園費でございますが、中ほどの2、施設維持管理事業費の4行目、修繕料、大幅に増額となっております。

まず、美幌保育園では暖房設備改修、それからトイレ洋式化を行うもの、東陽保育園では玄関の床改修を行うものによる増額でございます。

次、季節保育所、季節保育所運営事業につきましては、全体的に減額となっておりますが、これは大きくは美園保育所が平成25年度末をもって休所となることによる減額でございます。

次、117ページをお開きください。

中ほどの4、へき地保育所費のへき地保育所運営事業費、中ほどの修繕料が大きく増額となっておりますが、上美幌、福住、田中保育所における遊具を点検結果に基づき、修繕をすることによる増額でございます。ほかは特に増額要素はございません。

次、119ページを飛びまして、121ページをお開きください。

衛生費でございます。衛生費の総額は9億714万円でございます。まず、一番上段、1、一般事務費の補助金、2行目の医療従事者就業支援補助金につきましては増額となっております。これにつきましては、昨年度から実施をしたものであります。求人実態にあわせた増で、就業支援15名分、住宅準備支援分として7名を計上したところでございます。

次、1事業飛びまして3、他会計負担事業費負担金、美幌・津別広域事務組合負担金につきましては、火葬場の運営に要する一般会計からの負担金であります。

次の水道事業会計負担金につきましては、公共施設の無償給水による一般会計からの負担金であります。

次、病院事業会計負担金につきましては、まず救急医療確保経費、医師確保に要する経費、高度医療経費、建設改良費、自治体病院再編経費、改革プラン経費、小児医療経費、不採算診療経費、合わせて2億4,945万8,000円を計上したところでございます。

次、補助金の水道事業会計補助金につきましては、簡易水道に係る企業債の利子分でございます。

次、病院事業会計補助金であります、医師・看護師研究研修経費、基礎年金拠出金、子ども手当、地方公営企業会計制度改正に要する経費といたしまして、合計2,846万7,000円を計上したところでございます。

次の投資及び出資金は、病院事業の企業債元金償還金分7,370万9,000円と医療機器購入分2,714万9,000円と水道の簡易水道に係る企業債元金分として214万3,000円を計上して、合計1億300万1,000円の計上でございます。

次、繰出金、個別排水処理特別会計繰出金は、地方債の償還分として674万2,000円、資本費のルール分として1,283万3,000円と基準外分として1,669万円を繰り出しするものとして合計3,626万5,000円を計上したところでございます。

次、123ページをお開きください。

後段の3、母子保健事業費、社会保険料等臨時職員賃金、新規計上ではありますが、これにつきましては、その下の事務事業協力報償につきましても含めまして、これは職員の産前産後並びに育児休暇取得に伴い、代替臨時

職員1名を雇用するための新規予算計上と事業実施のための臨時看護師、栄養士、歯科衛生士の予算を報償費から賃金に組みかえたことによる増減でございます。

このほかは変更点はございません。

次、125ページをお開きください。

上から3行目、4、健康づくり事業、印刷製本費と通信運搬費と業務等委託料のがん検診委託料が増額となっております。

特に平成26年度は女性特有のがん検診で過去5年間のクーポン券による受診対象者のうち、未受診者に対し再度、無料での受診を促す取り組みに力を入れてまいりる経費を計上したところでございます。

次に、特定検診委託料が増額となっております。これにつきましては、対象年齢を今までの35歳以上から20歳以上に拡大し、若い世代からの生活習慣病の予防を図ってまいりたいということでの増額でございます。このページはほかに変更点はございません。

次、127ページをお開きください。2段目の1、保健福祉総合センター維持管理事業費の修繕料と下から4行目、運動機器保守点検委託料、増額あるいは新規計上であります。保健福祉総合センターは開設後10年目を迎えまして、施設設備の老朽化に伴う修繕料の増、あるいは運動機器の保守点検の新規計上をいたしたところでございます。

次、下から2行目、事務用機器等借り上げ料、新規計上でございます。これは、第2表債務負担行為で御説明いたしました平成17年3月に御寄贈いただきました自動体外式除細動器、AEDの更新でございます。

次、129ページをお開きください。2段目の清掃費の1、塵芥収集事業費、業務等委託料、塵芥収集業務委託料が増額となっております。これにつきましては、法定福利費、あるいは車両修繕費、車検整備費、燃料費、消費税の増額等による増額でございます。

次、1事業飛びまして3、ごみ処分場維持管理事業費の4行目、修繕料が増額となっておりますが、これは第3期水処理施設の落雷

対策といたしまして、光ケーブルによる絶縁対策化を行うとすることによる増額でございます。

次、5行飛びまして施設維持管理等委託料の一番上、ごみ処理場維持管理委託料が増額となっておりますが、これにつきましては先ほどの塵芥収集と同様、法定福利費、消耗品費、消費税増に伴います増額となっておりますのでございます。

次、131ページをお開きください。

上段の工事請負費第2期埋立処分場移送ピット改修工事新規計上でございます。第3表地方債予算で御説明いたしました、第2期埋立処分場におきまして発生する浸出液を調整池へ移送するポンプ施設に点検用のピットを設置する工事でございます。

次の第2期埋立処分場整備工事につきましては、Aルート末端形成で遮水シートの敷設、押さえ盛り土を行う工事の計上でございます。

次、133ページをお開きください。5、労働費でございます。労働費の総額は3,323万円でございます。一番上段の1、労働対策事業費の業務等委託料の2行目、カーテン等作製業務委託料新規計上ですが、労働会館のブラインドの故障によりまして、カーテンを作製し、かえるものでございます。

このページの一番下、貸付金減額となっておりますが、これにつきましては勤労者住宅建設資金貸付金で、利用件数の減少による300万円の減額でございます。

次、135ページをお開きください。

6、農林水産業費、農林水産業費の総額は4億538万7,000円でございます。3段目、農業総務費の1、一般事務費、社会保険料等と臨時職員賃金につきましては、土木費からの組みかえによる増額でございます。

以下、特段、変更はございません。

次、137ページをお開きください。

2段目の農業振興費、1一般事務費の5行目、修繕料増額となっておりますのは、豊栄

地区営農用水流量減菌装置修繕による増額によるものでございます。

3行飛びまして、自動車等借上料、これは新規予算計上でございます。豊幌地区沈砂池の浚渫により発生した土砂をてん菜育苗土として活用するため、平成26年度にJAが建設する育苗センターまでのダンプ等の借り上げ料で、4年間町が支援するものでございます。

次、補助金の1行飛びましててん菜育苗センター附帯事業補助金新規計上でございます。これはJAびほろが建設するてん菜育苗センターの補助対象外初期費用に対しまして、単年の定額補助を1,500万円するものでございます。ほかは特に変更はございません。

139ページをお開きください。上から三つ目の事業、6、みらい農業センター費の中ほど修繕料の増額でございますが、農業機械の老朽化に伴う修繕料等の増によるものでございます。

このページの一番下、補助金、新規就農予定者農業実習支援事業補助金の増額でございますが、農業研修補助1名、12カ月分計上によります増額となっております。

次、141ページをお開きください。2段目、畜産業費、1、畜産振興事業の補助金の乳用種性判別凍結精液助成事業補助金につきまして、対象牛を未經産牛から二産目までに拡充をしております。

次、一番下、3の牧野維持管理事業費、大幅に減額となっておりますのは、美幌峠牧場維持管理費につきまして、平成25年当初予算では直営にかかる経費を計上し、5月において補正をいたしたところから、対前年当初予算では大幅に減額となっております。

また、賃金は牧場長の1年分を計上しておりますが、平成26年度は2分の1、開牧期間中におきましては有限会社ワタミファームで負担することとし、このほか車両の貸付料、電気、電話料を含めて牧場の開牧期間中の経費を歳入の諸収入で美幌峠牧場負担金と

して計上をしているところでございます。

次、143ページをお開きください。下の段になります、農地費の二つ目の事業、道営土地改良事業費につきまして、負担金の経営体育成基盤整備事業美幌美禽地区分担金から、次のページの上段にあります畑地帯総合土地改良事業美幌昭美地区分担金につきましては、別冊各会計予算参考資料61ページで御説明をいたしたいと思っております。

61ページに4、道営土地改良事業計画概要とあります、よろしいでしょうか。

それでは、まず一つ目の経営体育成基盤整備事業についてであります、区域は美禽の一部で23年度から27年度までの継続事業であります。

事業内容は、一番右側の欄ですがJAが行う畑など面の整備で、26年度は暗渠排水と客土の事業を行うものであります。

事業費につきましては、4,500万円ありますが、前年度分繰越5,379万円を加え、合計9,879万円の事業費となっております。

次に、二つ目の畑地帯総合土地改良事業であります。

まず、美幌田中地区でございしますが、この区域は報徳、田中、日並、瑞治でございします。23年度から28年度までの継続事業であります。

事業内容は、JAが行う畑等面の整備でございします。今年度は区画整理、暗渠排水、客土、除礫の面整備事業を行うもので、26年度事業費は1億6,200万円ですが、前年度分繰越2億3,477万5,000円を加え、合計3億9,677万5,000円の事業費となっております。

次、二つ目の美幌豊栄地区は、区域が野崎、美富、豊幌、登栄、駒生の一部で、24年度から32年度までの継続事業で、事業内容は上と同じ面整備事業でございします。

事業費は1億4,150万円で、前年度繰越部分2億2,550万円を加えると、合計3億6,700万円の事業費となっております。

す。

最後、三つ目の美幌昭美地区でございします。区域は昭野、美和、栄森の一部で、24年度から31年度までの継続事業で、事業内容は上と同じ面整備事業であります。

事業費につきましては、1億3,921万5,000円ですが、前年度繰越分1億5,437万5,000円を加え、合計2億9,359万円の事業費となっております。

26年度畑総の総事業費は4億4,271万5,000円となり、1の経営体育成を加えますと、合計4億8,771万5,000円の事業規模となっております。

また、前年度繰越部分6億6,844万円を加えますと、事業費総額は11億5,611万5,000円となります。

財源内訳につきましては、1の経営体育成基盤整備事業では、国50%、道32.5%、地元負担17.5%で地元負担のうち、農家負担が7.5%、残りを道のパワーアップ補助と町負担の5%ずつを負担し、2の畑総事業の負担割合は国52%、道28%、地元負担20%で、地元負担のうち農家負担が7.5%、残りを道のパワーアップと町で6.25%ずつ負担をいたすものであります。

町の負担総額は、1と2合わせた4億8,771万5,000円のうち、約6%の2,956万8,000円を予定しております。また、繰越事業分として合計6億6,844万円のうち、4,072万6,000円を負担し、畑総事業の総額として7,029万4,000円の負担を予定しております。

このページは以上です。

次に、各会計予算書の145ページにお戻り願いたいと思っております。

上から2行目と3行目、土地改良調査計画事業稲都福梅地区負担金と土地改良調査計画事業端野下右岸第2地区負担金、新規予算の計上であります。

これにつきましては、一つ目は稲都福梅地区でございします。稲美、都橋、福住、豊富、

古梅がエリアで、事業期間は平成27年度から平成34年度までの8年間を計画するものであります。

今年度は道営土地改良事業採択の計画充実に向け、所定の調査を行おうとするものでございます。

二つ目は、端野下右岸第2地区でございます。この地区につきましては、北見市が実施する畑地帯担い手支援型の新規事業であります。この事業で、北見市端野町緋牛内の受益者2名の受益面積がいずれも北見市端野町緋牛内から本町の高野豊岡にかけての農地であることから、予算計上するものであります。

今年度は実施計画を予定しておりますが、事業費につきましては北見市が負担するトンネル予算となっております。

このページの一番下の段、みどりの村運営事業費、修繕料が増額となっておりますが、これはグリーンビレッジ畜産加工室の、内壁の一部を改修するものによる増でございます。

次の施設維持管理等委託料の2行目、農林漁業体験実習施設管理委託料が増額となっておりますが、これは農産加工室排煙窓の修繕及び燃料費の単価増アップによる増となっております。

次、147ページをお開きください。

2段目の林業費の2、林業推進事業費の一番下、補助金、町産材活用促進事業補助金が増額となっておりますのは、平成25年実績と建設会社等からの聞き取りにより23棟518立方メートル分を計上したところでございます。

一番下の木質ペレットストーブ購入補助金につきましても、大きく増額となっておりますが、これにつきましては1台当たりの補助単価を20万円から40万円に増額をいたし、10台分を計上しております。

なお、社会資本整備総合交付金2分の1の補助金を財源とするものでございます。

次、149ページをお開きください。

中ほどの林業振興費の2、民有林振興対策

事業費の補助金、一番下、認証林普及事業補助金新規予算の計上でございます。FFC認証林と非認証林の差別化により、認証エリア拡大を図るために、認証原木に対し買い取り価格の約10%を補助するもので、町と森林組合が2分の1ずつ負担するものでございます。ほかは、特に変更点はございません。

次、151ページをお開きください。

上から3行目、機械器具33万6,000円につきましては、平成18年度に購入いたしましたチェーンソー1台の更新でございます。

次、153ページをお開きください。

7、商工費であります。商工費の総額は3億9,418万4,000円でございます。一番上段、1、商工総務推進事業費の業務等委託料、太陽光発電システム設置モニター委託料200万円は、一般家庭への普及促進を図るため、モニターを条件に1件当たり10万円を限度に20件分を計上いたしたところでございます。

次の段、2の商店街活性化事業費の補助金、1行飛びまして町内消費拡大セール事業補助金840万円につきましては、平成25年度の実績を踏まえまして、一般分として30%プレミアムの1,800人分、ヤングサポート50%プレミアムとして600人分を計上いたしたところでございます。

その下の宅配移動便利サービス利用促進事業補助金新規60万円の計上であります。

平成24年度から商工会議所が実施してきております買い物弱者支援の宅配サービス事業を商店街活性化の新たなツールとして事業を拡大展開するため、3年間の基盤づくり期間に年間60万円の定額補助を行おうとするものでございます。

このページの一番下、1、観光振興事業費の1枚めくっていただきまして、上から3行目、業務等委託料、その下、地域資源活用・販路拡大事業委託料新規予算の計上でございます。

国の緊急雇用創出促進事業を活用いたしま

して、3名の雇用を創出し、美幌豚を活用した商品開発及びプロモーション事業を行うもので、歳入歳出トンネル予算のものでございます。

次、3、観光宣伝対策事業費の各種行事等報償新規予算の計上でございます。

美幌峠の誘客、PRのためのイベント開催にかかる景品費用を計上したものでございます。

次、3行飛びまして印刷製本費も新規計上でございます。隔年で作成しております観光パンフレット2万部を本年度作成しようとするものでございます。

その次の広告料につきまして増額となっておりますが、町内で開催されるイベントを広くPRするための新聞への広告料の増額でございます。

次、4、観光施設維持管理事業費の修繕料の増額でございますが、主に峠の湯の露天風呂呂焔の改修、排煙窓の改修、ろ過タンク、塩素注入ポンプの取りかえ改修による増額でございます。

次、施設維持管理等委託料の1枚めくっていただきまして上から3行目、交流促進センター維持管理委託料700万円新規予算の計上につきましては、平成26年度から新たな指定管理者に委託する峠の湯の管理委託料でございます。

次、5、イベント推進事業費の補助金、観光和牛まつり補助金につきましては、平成26年度は35周年目に当たる節目の年に当たりまして、記念事業を実施するため、35万円増額をしたところでございます。

次の夏まつり補助金につきましては、増額となっておりますが、平成25年度実績と同額の予算となっております。

次、4、消費者対策費、1、消費者対策事業費の特別旅費、消耗品費、印刷製本費と業務等委託料の生活消費者支援業務委託料の新規予算の計上、あるいは増額につきましては、消費者行政活性化事業、これは補助率10分の10でございます。この事業を活用し

て消費者生活相談員研修、講演会の開催、パンフレットの配付による啓発事業並びに職員研修等を行うものによる増額でございます。

次、159ページをお開きください。

8、土木費であります。土木費の総額は10億3,399万4,000円でございます。下の段になります。道路橋梁維持管理事業費の修繕料が増額となっております。これは町道の側溝排水路、舗装補修、雨水処理、防塵処理等の増による増額でございます。

2行飛びまして業務等委託料、1枚めくっていただきまして161ページ、一番上段、旧花見橋町道撤去業務委託料500万円、新規予算の計上につきましては、旧花見橋の市街地区側の旧町道の舗装及び積みブロック撤去の委託によるものでございます。

次、実施設計等委託料の大正橋実施設計委託料、これも新規予算の計上でございます。橋梁長寿命化計画に基づき、平成26年度に大正橋の修繕実施設計を行おうとするものでございます。

次、工事請負費、1行飛びまして町道29号側溝排水路整備工事につきましては、昨年度から2カ年計画で実施しております町道29号道路の登栄地区におきます側溝排水路の整備でございます。今年度で終了するものでございます。

次の、第19号道路舗装補修工事、第24号道路舗装補修工事、大正橋補修工事、次の1枚めくっていただきまして中段目にあります道路新設改良事業の工事請負費、第121号道路改良舗装工事、それから町道整備工事につきましては、別冊の工事関係参考資料で御説明をいたしますので、平成26年度予算工事関係参考資料という薄いつづりをごらんになっていただきたいと思います。ページは1ページ、2ページでございます。

まずは、1ページの町道整備事業でございます。①から④まで番号を付しておりますが、番号順で説明いたします。

まず①町道第2号道路、これは栄通でございますが、北側歩道栄町1丁目、後藤宅から

東町1丁目、美幌新聞社まで、歩道幅3メートル、延長83メートルと南側歩道東3条北4丁目渡辺宅からアパート、サウスウェルズまでの歩道幅3メートル延長49メートル、合計132メートルの改良舗装工事でありませぬ。

次に、図面右下の②町道第10号道路は、第6号橋落差工と本路線の改良舗装工事であります。

この工事は、道が実施する駒生川の改修工事に伴い、こうりん斎場北側に位置する駒生川の支流、駒の沢川の落差工を設置する工事で、延長は37メートルでございます。

同じくその上流、農協加工馬鈴薯貯蔵庫先の平成25年度第23号橋架けかえによる本路線の移設工事で、車道幅員5メートル、延長39メートルの改良舗装工事であります。

その次に、その上の③町道第121号道路につきましては、国道243号の稲美、竹下養豚場から西島宅までの改良舗装工事を社会資本整備総合交付金で行うものであります。

平成25年度の改良221メートル、一部舗装に引き続いて本年度は車道幅員5.5メートル、延長190メートルの舗装工事をを行い、本事業の完了となります。

その次に図面、左下ほどの④町道第770号道路は、大正橋の橋梁補修工事であります。本事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づくもので、実施設計と一部車道幅員6メートル延長、40メートルの床版補修を予定しております。

続いて、2ページをお開き願いたいと思ひます。

同じく町道整備事業でございますが、図面右上の⑤町道第19号道路でございます。平成24年度繰越で実施いたしました舗装補修事業に引き続きまして、報徳、森商会から大西宅、車道幅員5.5メートル、延長640メートルの舗装補修を予定しております。

次に、図面左中ほど、⑥町道第24号道路でございます。本路線も町道第19号道路と同じく豊岡三国宅から旧豊岡小学校までの幅

員5.5メートル、延長1,300メートルの舗装補修を予定しております。

なお、舗装補修事業は、社会資本整備総合交付金で整備を予定しております。

以上、町道整備工事概要につきまして御説明をさせていただきます。

次に、予算書の163ページにお戻り願ひたいと思ひます。

上段の二つ目の事業にあります4、堤内排水対策事業費の下側、業務等委託料、各種門排水ポンプ設置等委託料が増額となっておりますのは、昨年度までの実績を踏まえまして、今年度は2回分を計上したことによる増額でございます。

その次、道路新設改良事業費の実実施設計等委託料、駒生川関連農道橋実施設計委託料1,000万円の新規計上であります。駒生川関連事業で農道橋整備のための実施設計を行うもので、全額道負担金を財源としてゐるものでございます。

次、一番下の段河川費、1、維持管理事業の修繕料の増額は、河川修繕豊幌川、田中川のり面修繕、稲美明渠排水護岸ブロック修繕の実施による増でございます。

3行ほど飛びまして、自動車等借上料が増額となっておりますが、これは豊幌地区沈砂池5カ所の浚渫重機借り上げ料による増額でございます。

次、165ページをお開きください。

都市計画費でございます。二つ目の事業、都市計画変更事業費の業務等委託料、用途地域変更資料作成業務委託料500万円の新規計上であります。

平成25年度から着手いたしました用途地域見直しのための業務で、平成26、平成27年の2カ年で用途変更、建ぺい率、用途制限など、土地利用及び都市計画の変更資料を作成するものでございます。

次の1、公園維持管理事業費の中ほどの修繕料が増額となっております。これは、老朽化による危険な遊具の修繕を行うもので、平成27年度からは公園長寿命化遊具修繕に着

手をしようとするものでございます。

下のほうになります、工事請負費、簡易水洗トイレ設置工事100万円増額となっておりますが、平成26年度につきましてはひまわり公園の簡易水洗化を行おうとする工事でございます。

2行飛びまして、その他の備品、30万円につきましては、本年度ひまわり公園に設置する簡易水洗トイレの購入費を計上しているものでございます。

このページの一番下、公共下水道繰出事業、繰出金、1枚めくっていただきまして3億3,908万2,000円の計上であります。

雨水処理に要する経費、地方債償還金、水洗トイレ普及費、汚水処理費のほか、基準外の一般会計からの繰出金でございます。

次、住宅費、1、建築事務費、昨年度までは一般事務費としての事業名称でございました。このうち補助金、住宅リフォーム促進補助金3,300円であります。平成23年度から3年計画で実施してきました事業実績の検証や町民からの継続要望が強くあること、また今後もリフォーム事業が続きますことから、再度3カ年を計画し、平成26年度は100件分を計上したところでございます。

次の1、公営住宅管理事業費の工事請負費、一つ目、灯油集中供給設備改修工事、増額となっておりますのは、平成24年度から3年計画で実施しております最終年次で今年度が当たりまして、今年度は南団地3号棟から10号棟までの8棟、148戸を実施し、完了となるものでございます。

その下、公営住宅駐車場整備工事2,983万1,000円は新規予算計上です。平成26年度から3年計画で整備し、有料化に移行するものの初年目に当たるもので、平成26年度は美富及び南団地で計368台分の区画を整備するものとするものでございます。

次、171ページをお開きください。

9 消防費でございます。消防費の総額は、4億6,209万1,000円でございます。美幌・津別消防広域事務組合負担金といたしましては参考資料で御説明いたしますので、各会計予算参考資料をお出し願いたいと思います。ページ数は80ページになります。

9 広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金の内訳でございます。総務部門の議会監査委員費、予備費が50%ずつの負担、総務部門の一般管理費と衛生部門（火葬場）の経常費は、美幌町は79.26%、津別町が20.74%で、昨年度と同じ負担割合となっております。

次、消防部門でございますが、通信指令施設管理費とデジタル無線施設整備事業にかかる公債費が昨年同様に50%ずつ、消防本部費及び通信指令業務運営費は美幌町72.05%、津別町27.95%で、昨年と比べ美幌町の負担割合が0.27%減少となっております。

また、美幌消防費、車両等整備にかかる公債費につきましては、美幌町100%の負担でございます。

新年度広域組合の予算総合計は、一番下の左段、5億6,352万7,000円で、予算合計のうち、美幌町の負担につきましては右下の欄、4億7,343万6,000円で、対前年比0.9%減となっております。

次に、組合予算の主な事業でございますが、新規といたしましては消防庁舎の耐震診断業務の委託を実施すること、現有はしご車を更新し、20メートル級の高所活動車の整備配置と災害現場での安全管理を図るため、消防団員の防火衣の更新、火葬場施設の維持管理費修繕等がございます。

なお、引き続き防火意識の向上と自主防災組織の育成、訓練に力を入れ、災害に強いまちづくりに努めるとともに、消防体制、救急体制の精度を上げ、住民の安全・安心に万全を期してまいりたいと思っております。

また、火葬場の運営であります。利用者のサービス向上とより効率的な管理運営に取

り組んでまいりたいと思っております。

消防につきましては以上でございます。

次に、各会計予算書の173ページにお戻り願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 部長、休憩をいたします。

暫時休憩をします。

再開を2時10分といたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 先ほどの説明で1点、訂正を願いたいと思います。

167ページの住宅リフォーム促進補助金の予算額、3,300円と説明しましたが、3,300万円の誤りであります。よろしくお願いたします。

それでは、173ページ、10、教育費でございます。

教育費の総額は、9億5,543万3,000円でございます。一番上段の1、教育委員会費、2行目、事務事業協力報償4万4,000円の新規計上でございます。これは、平成26年度から教育委員会の点検評価に外部評価を投入するため、増額となっているものでございます。

一番下の段、1、教育振興事業費、1枚めくっていただきまして175ページ、上段のほうにあります負担金のうち、公開授業負担金19万2,000円、新規計上であります。平成26年度に3校で公開授業を実施するための負担金でございます。

次、補助金、一番上段、私立幼稚園就園奨励費補助金、大幅に増額となっておりますが、これにつきましては制度改正により、まず低所得世帯の保護者負担の軽減、次に第二子の保護者を半額にし、所得制限を撤廃したこと、次に、第三子以降につきましても所得制限が撤廃されたことによる補助金の増額で

ございます。

1行飛びまして、北見工業高等学校創立50周年記念事業補助金新規予算でございますが、平成26年度に北見工業高等学校が50周年を迎えるに当たりまして、記念誌を発行する費用に対しまして一部補助をするものでございます。

次、177ページをお開きください。

一番下の段になります、小学校費、1、学校管理事業費の中ほどの修繕料、大幅に増額となっておりますが、主な増額要因といたしましては、まず東陽小学校の暖房監視装置を交換するために831万6,000円、もう1点、東陽小学校及び旭小学校のプールの水槽、塗装修繕といたしまして1,252万8,000円を計上したことによるものでございます。

次、業務等委託料のこのページの一番下、スクールバス運行業務委託料が増額となっておりますのは、福豊小学校の統合に伴いますスクールバス1台の増車及び単価の見直しによって増額となっております。

次、179ページをお開きください。

上の上段にあります中ほどの工事請負費、東陽小学校体育館屋根改修工事新規予算の計上であります。

東陽小学校の体育館の屋根の老朽化によりまして、雨漏りが発生しておりますので、その屋根を重ねぶき工法で改修を図ろうとするものでございます。

1行飛びまして庁用備品につきましては、平成20年度に配備をいたしました東陽小学校教職員用パソコン23台の更新700万円と児童用机、椅子の更新による計上でございます。

次、機械器具の増額につきましては、美幌小学校の小型除雪ロータリーの更新と旭小学校の芝刈り機の更新による増額でございます。

次、1、教育振興事業費の上段、消耗品費の増額は平成25年度に故磯江昌子様から御寄付をいただきました300万円を磯江文庫

として小学校3校で図書を整備しようとするものでございます。

一つ飛びまして、庁用備品の増額につきましては、教育用パソコン、美幌小学校7台、東陽小学校7台、旭小学校9台の更新と、旭小学校タブレット端末7台、美幌小学校薬品庫1台の更新による増額でございます。

次、1行飛びまして教育備品の増額は楽器、教材、体育用具の購入機器増によるものでございます。

このページの一番下、特別支援学級事業費、1枚めくっていただきまして上段の中ほど、庁用備品の新規計上につきましては、美幌小学校肢体不自由児用タブレット端末1台の購入、それからその下、機械器具につきましては東陽小学校難聴児童用のFM型受信機及びワイヤレスマイクの購入でございます。

一番下の段、中学校費の1、学校管理事業費、1枚めくっていただきまして183ページの上から2行目、業務等委託料の2行飛びまして3行目、スクールバス運行業務委託料につきましては、小学校費と同様、福豊小学校の統合によるもので古梅線の廃止に伴いましてスクールバス1台の増車と単価の見直しによる増額でございます。

次、この段の中ほど、工事請負費の北中学校トイレ洋式化工事、新規でございます。昨年の小学校のトイレ洋式化に続きまして、平成26年度は北中学校を実施し、全校これによって完了するものでございます。

1行飛びまして庁用備品の増額につきましては、美幌中学校複写機の更新並びに生徒用机、椅子の更新でございます。

その下、機械器具につきましては、美幌中学校芝生管理用の散水ホース、ホース巻き取り機器等を整備しようとするものでございます。

その下、教育備品につきましては新規予算の計上ではありますが、北中学校において知能検査セットの購入費でございますが、この購入費につきましては学校林の売払金を充当するものでございます。

この段の一番下、積立金52万6,000円とありますが、北中学校の学校林売り払い金総額75万1,000円のうち、備品整備費に3割、22万5,000円を活用し、残り7割、52万6,000円を学校施設整備基金へ積み立てするものでございます。

次の段、1、教育振興事業費、1行飛びまして庁用備品、新規計上でございます。これは、学校林売り払い金を活用いたしまして北中学校の教材にオープンレンジを購入するものでございます。

その下、機械器具につきましても、学校林売り払い金を活用いたしまして、美幌中学校にビデオカメラ1台、北中学校にワイヤレスマイク2台を購入しようとするものでございます。

1行飛びまして、教育備品増額となっておりますが、吹奏楽の楽器50万円、北中学校の理科教育教材391万円による増額でございます。

次、185ページをお開きください。

3段目、社会教育費、1、一般事務費、後段のほうにあります庁用備品75万6,000円の新規予算計上につきましては、平成12年に購入いたしました複写機の更新でございます。ほかは、大きく変わりはございません。

187ページをお開きください。

2段目の事業3、成人教育事業費、各種行事等報償並びに食料費、あるいは使用料等が増、あるいは新規計上となっておりますが、まず隔年実施の美幌高等学校開放講座の開催をすること、それから女性リーダー国内研修派遣参加、前年1名に対しまして、平成26年度は2名計上いたしましたところでございます。

そのほかは、事業間の組みかえによる増減でございます。

次、4、芸術文化振興事業費の各種行事等報償、消耗品費、食糧費、次のページの一番上、手数料、その1行飛びまして著作権等使用料につきましては新規計上となっております

すが、これにおきましてはびほ一におけるギャラリーコンサート、アートギャラリー実施に伴う新規予算の経常経費でございます。

189ページ、上から4行目、負担金、1行飛びまして芸術文化鑑賞事業負担金増額となっておりますが、まず芸術文化鑑賞事業といたしまして、演劇公演200万円、日本フィルアンサンブルコンサート30万円、それから文化団体招聘鑑賞事業といたしまして、劇団四季44万円、中井貴恵読みか聞かせ50万円、合計324万円を計上したところでございます。

次、補助金、芸術文化振興事業補助金につきましては、指導者招聘事業吹奏楽等の指導者招聘、それから鑑賞事業といたしましてはいにしへの調ベコンサート、チェロアンサンブルコンサート、藤原銅山尺八コンサート、セルジオサントス・アコースティックコンサートを実施しようとする経費を予算化したものでございます。

次の段、1、町民会館維持管理事業費、4行目、事務事業協力報償20万円、新規予算の計上でございますが、これはイベント時に町民の有識者に音響、あるいは舞台運営の協力を願おうということで、報償費を新たに計上したものでございます。

1行飛びまして、消耗品費増額となっておりますのは、びほ一の音響、照明、舞台用消耗品の不足分を新年度購入しようとするものによる増額でございます。

1行飛びまして、光熱水費につきましては、びほ一の利用実績、電気料値上げに伴います増額でございます。

次、業務等委託料、1行飛びまして舞台設備等操作業務委託料が増額となっておりますが、びほ一の稼働日数の増に伴う応援スタッフ増による増額でございます。

次、施設維持管理等委託料の下から5行目、ピアノ保守点検委託料、新規予算の計上でございますが、平成25年度はサービス期間でありましたが、平成26年度から通年予算になりますので、予算の計上をしたところで

ございます。

次のエネルギー管理業務委託料、12万4,000円、新規計上でございますが、電気のリクエスト管理を実施しようとするものでございます。

このページの一番下、庁用備品25万6,000円はびほ一のギャラリーの床の滑りどめのために吸水マット2枚を購入しようとするものでございます。

次、191ページをお開きください。

一番上段の機械器具51万円でございますが、びほ一の照明器具が少ないために、年次計画で整備を図ろうとするもので、平成26年度はソースフォーライト3個、スポットライト3個を購入しようとするものでございます。

次、2、マナビティーセンター維持管理事業費の下の方になります機械器具49万7,000円、新規計上につきましては手押し式小型ロータリー除雪機1台を購入しようとするものでございます。このページ、ほかには大きな変更はございません。

次、193ページをお開きください。

5、図書館費でございます。事業2番目になります、2、施設維持管理事業費の下から2行目、庁用備品18万9,000円の新規計上につきましては、書架用円形スツール20個を2カ年で更新しようとする1年目でございます。

その下、機械器具13万円の新規予算につきましては、書画カメラ、これは実物の投映機というものでございます及びプロジェクター各1台を整備しようとするものでございます。

次、195ページをお開きください。

2段目になります、1、博物館運営事業費、下から3行目、実施設計等委託料、その下、博物館暖房設備改修実施設計委託料新規予算の計上でございます。

平成25年度に実施いたしました暖房設備改修調査検討事業をもとに、館の暖房設備、ヒートポンプ及び空調設備の実実施設計を行お

うとするものでございます。

次、197ページをお開きください。

1番、上段の原材料費が増額となっておりますのは、収蔵庫資料整備用の原材料費といたしまして100万円を計上したものでございます。

その下、庁用備品につきましては、平成25年度東京都にお住まいの本田忠盛様から御寄付をいただきました80万円を活用し、保管庫2台を整備するものでございます。

次、2、博物館活動推進事業費の中ほどの業務等委託料の一番上、標本等作製委託料、35万6,000円ということで、前年から増になっておりますが、平成26年度の野鳥特別展展示用に本剥製5点、骨格標本5点を作製することによる増額でございます。

この段の下から2行目、機械器具5万8,000円、新規計上であります。これは、ズーム式双眼実態顕微鏡1台を購入しようとするものであります。

その下、図書3万2,000円の新規予算計上ではありますが、世界鳥類和名辞典を1冊を購入しようとするものでございます。

その下の段、1、文化財保護事業費、1枚めくっていただきまして199ページの上段の中ほど業務等委託料、2行目文化財指定樹木保全作業委託料99万4,000円の新規予算計上ではありますが、美幌小学校敷地内にあります柏の木の保全のために支柱を設置しようとするものでございます。

次の段、1、スポーツ振興事業費の下の方になります負担金、2行目の100キロメートルデュアスロン大会負担金260万円と増額となっておりますが、これは周回コースにしたことによりまして記録体制が万全でないために、新たに測定システムを導入するとともに機械のレンタル、あるいは人件費の増を計上したことによる増額となったものでございます。

次、201ページをお開きください。

上から4行目、補助金の2行目、全国、全道競技大会選手派遣補助金200万円という

ことで、前年度から増額となっておりますのは、全国大会への指導者引率補助を2分の1から全額補助に改正するとともに、少年団管内大会バス借上料につきましても2分の1を補助することに改めたことによる増額でございます。

次の段、1、屋内体育施設維持管理事業費の5行目、燃料費増額となっておりますのは、あさひ体育センター、B&G海洋センターの燃料費を管理運営委託料から直営の燃料費に組みかえたことによる増額となっております。

修繕料の増額はトレーニングルーム、マット用カバー取りかえ修繕及びB&G海洋センター上屋シート取りかえ修繕による増額でございます。

次、業務等委託料の2行目、運動器具作製業務委託料15万2,000円の新規計上ではありますが、幼児体力測定器バランスバーの作製委託をしようとするもので、このバランスバーにつきましては、札幌国際大学の教授が考案したものでございます。

次、この段の下の方になります。工事請負費、あさひ体育センター屋根改修工事1、543万4,000円、新規計上でございます。

あさひ体育センターは昭和62年に建設をしております、屋根の老朽化に伴いまして重ねぶき工法により改修を図ろうとするものでございます。

このページの一番下、教育備品133万9,000円と増額となっておりますが、まずはスポーツセンターバレーボールネット支柱2組を更新しようとするもの、トレーニングルームゴムマット、5枚を更新しようとするもの、あさひ体育センター卓球台5台を更新しようとするものでございます。

次、203ページをお開きください。

上のほうになりますが4行目、2、屋外体育施設維持管理事業費の中ほど、修繕料780万円と増額となっておりますのは、陸上競技場台4種公認継続修繕として135万円、

リリー山スキー場リフト索輪修繕、ゴムタイヤベアリングとして216万円を新たに計上したことによる増額となっております。

次、4行目、施設維持管理等委託料の下のほうになります。一番下になりますが、屋外施設芝生維持管理等業務委託料21万1,000円の新規計上でございますが、昨年の水不足によりまして時間外の水まきを新たに委託しようとするものでございます。

次、工事請負費、あさひ多目的運動広場散水栓増設工事324万円の新規予算でございますが、芝生管理のために直径50ミリの散水栓を増設しようとするものでございます。

次、原材料費の増額につきましては、各施設の芝生、目土、張り芝等の増による増額でございます。

その下、機械器具につきましても増額となっておりますが、陸上競技場、野球場、パークゴルフ場と芝生管理用機械の整備といったしましてモア、あるいはスプレーヤー等を購入しようとするものでございます。

一番下の行、教育備品489万円の新規計上でございますが、陸上競技場人口芝第4種継続公認必要備品整備、この中では走り高跳び用の高度計、あるいは踏み切り板を更新しようとするものであります。

次、205ページをお開きください。

一番上段のその他の備品20万円、新規予算でございます。これは、パークゴルフ場におきまして女性専用の洋式簡易トイレ1台を設置しようとするものでございます。

次の段、学校給食運営事業費の中ほど、業務等委託料の2行目、有害生物防除業務委託料9万4,000円、新規計上であります。これは、厨房内の有害生物の発生源、侵入経路の特定と殺虫を業者に委託しようとするものでございます。

次に、施設維持管理事業費ということで、1枚めくっていただきまして207ページ、上から6行目、機械等借上料、大幅に増額となっておりますが、これは第2表、債務負担行為予算で説明いたしました吸収冷温水機借

上料が新規計上となったこと、それから真空冷却機、ステンレスコンテナ8台、保温食缶20個の更新をしようとする……失礼いたしました、機械等借上料につきましては吸水冷温水機借上料が新規計上となったことによる増額でございます。

次、1行飛びまして庁用備品につきましては増額となっておりますのが真空冷却機、ステンレスコンテナ8台、保温食缶20個の更新により増額でございます。

次、209ページをお開きください。

11款公債費であります。公債費の総額は、13億457万4,000円でございます。

1、町債元金償還金、償還金利息及び割引料11億5,245万9,000円、公債費の残高につきましては平成25年度末で97億8,496万2,000円で、今年度の償還額は先ほど言いました11億5,245万8,000円で、借り入れは5億3,210万円でありますので、平成26年度末の残高は91億6,460万4,000円となる見込みであります。

次の町債の利息償還でございます。償還金利息及び割引料は、1億5,096万7,000円を計上いたしました。

2の一時借入金利息につきましては、100万円を計上いたしたところであります。

その下、1、手数料につきましては14万8,000円の計上でございますが、これは市町村共済組合が引き受け先となりました登録債への事務手数料であります。

次、211ページをお開き願いたいと思います。12款の職員給与費であります。職員給与費の総額は13億4,980万4,000円でございます。

特別職級の1,681万5,000円につきましては、町長、副町長2名分の給与でございます。その下の一般職級につきましては、教育長含む170名の給与でございます。

次、213ページをお開きください。

13款予備費でございます。予備費につき

ましては前年度と同額の100万円を計上いたしたところでございます。

それでは、次に歳入について御説明申し上げますので、19ページにお戻りいただきたいと思っております。

町税であります。前年度より4,025万8,000円増の22億208万7,000円、率にいたしまして1.9%の伸びを計上いたしたところでございます。

まず、個人町民税であります。給与所得、農業所得ともに減少しておりますことから、減額を見込んでおります。

法人町民税につきましては、卸売業、小売業の業績が上向きであることから、増額を見込んでおります。

固定資産税につきましては、土地は時点修正による地価下落による減、家屋は新築住宅、大型建物の建築による増、償却資産は企業の設備投資の増といった各項目ごとに増減をいたしております。

都市計画税につきましても、土地は時点修正による地価下落による減、家屋は新築住宅、大型建物の建築による増といった各項目ごとの増減を見込んでございます。

次、21ページをお開きください。

地方譲与税であります。地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の42%について市町村の道路延長及び面積により譲与されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

自動車重量譲与税は自動車重量税の1,000分の407について市町村の道路延長、面積により譲与されるものであります。

本年度の税制改正により、効果減税の拡充、経年車に対する課税の引き上げといった項目ごとの増減から、前年度より1,300万円減の9,800万円、率にして11.7%の減を見込んでおります。

航空機燃料譲与税は、航空機燃料税9分の2の割合で航空機の騒音により生じる障がい防止対策等に充てるため譲与されるものであります。

地方道路譲与税は、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴いまして、改正前の各過年度分についての譲与に対する科目設定であります。

なお、いずれも地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

次、23ページをお開きください。

利子割交付金は、道民税の利子割額の99%の5分の3相当額を市町村の個人道民税の額で案分して交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んだところでございます。

次、25ページをお開きください。

配当割交付金は、個人にかかる一定の上々株式の配当に対し特別徴収された税額の99%の5分の3相当額を交付されるもので、企業の業績、好調等により前年度より290万円増の510万円、率にして131.8%の大幅増を見込んだところでございます。

次、27ページをお開きください。

株式等譲渡所得割交付金は、個人の所得税において源泉徴収を選択した特定口座における株式等の譲渡所得に対し特別徴収された税額の99%の5分の3相当額を交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みにより勘案して見込んだところでございます。

次、29ページでございます。

地方消費税交付金は、流通段階では最終的な消費地を把握できないことから、都道府県下において消費に関連した基準により清算をすることとされておりまして、その清算を行った後の金額の2分の1に相当する額を市町村の人口及び従業者数で案分して交付されるもので、地方財政計画の見通し及び町の決算見込みを勘案して見込んでおります。

本年4月からの消費税並びに地方消費税率が合計で8%に引き上げられることに伴い、地方消費税につきましてもこれまでの税率1.0%から1.7%となり、前年度より5,520万円増の2億6,260万円、率にし

て26.6%の大幅増で計上いたしたところ
でございます。

次、31ページをお開きください。

自動車取得税交付金は、自動車取得税税額
の95%の10分の7相当額を市町村の道路
延長及び面積で案分して交付されるもので、
本年度から税制改正により減税となるほか、
エコカー減税がさらに減税となり、平成27
年10月に予定されております消費税並びに
地方消費税率の合計が10%となった際に自
動車取得税が廃止となる方針が説明されてお
ります。

地方財政計画の見直しを勘案して前年度よ
り1,570万円減の1,440万円、率にし
て52.2%の大幅減で見込んだところでご
ざいます。

次、33ページをお開きください。

国有提供施設等所在市町村助成交付金、こ
の交付金は基地交付金とも言われるもので、
自衛隊が使用する演習場、弾薬庫、燃料庫に
要する土地、建物及び工作物等の固定資産に
対して市町村の財政状況等を考慮して交付さ
れるもので、地方財政計画の見通し及び町の
決算見込みを勘案して見込んだところでござ
います。

次、35ページをお開きください。

地方特例交付金は、平成18年度の税制改
正に係る住宅借入金等特別税額控除の適用者
について、所得税で控除しきれない税額控除
額を住民税から控除することとなったため、
住民税の減収分を補填するために交付される
もので、地方財政計画の見通し及び町の決算
見込みを勘案して見込んだところでございま
す。

次、37ページをお開きください。

地方交付税であります。平成26年度の地
方交付税の総額は、国全体ではアベノミクス
効果で地方税収入や地方交付税の原資となる
国税収入が一定程度増加するものの、歳入歳
出全般に及ぶ改革、さらには社会保障費の自
然増や公債費が高い水準で推移していること
などにより、出口ベースで対前年マイナス

1.0%の16兆8,855円が確保されまし
た。

このことを踏まえまして、町におきまして
も各費目を推計した結果、基準財政需要額で
は特別枠である地域経済、雇用対策費の減、
別枠加算の縮減、地方公務員給与費削減臨時
特例の終了による人件費相当額の増、地域の
元気づくり推進費の地域の元気創造事業費へ
のほぼ同額振かえ、交付税措置される公債費
の償還増といったさまざまな増減要因を加味
し、一方、基準財政収入額では消費税額引き
上げによる地方消費税及び地方消費税交付金
の増収分の100%参入、自動車重量譲与税
並びに自動車取得税交付金のエコカー減税反
映による減等、さらには地方財政計画による
収支見込みを加味した結果、対前年度予算よ
り3,000万円増額の38億4,000万円
を計上したところであります。

次、39ページをお開きください。

交通安全対策特別交付金は、交通違反の反
則金から事務費を除いた額を交通事故の発生
件数及び人口集中地区人口により算定交付さ
れるもので、地方財政計画の見通し及び地方
の決算見込みを勘案して見込んだところでご
ざいます。

次、41ページをお開きください。

分担金及び負担金で、総額は7,782万
4,000円でございます。中でも、農業費
分担金は道営経営体育成基盤整備事業並びに
畑地帯総合土地改良事業費の前年度事業費の
繰り越しにより、前年度より8,516万2,
000円減の4,032万8,000円、率に
して67.9%の大幅減で見込んでおりま
す。

続いて、民生費社会福祉費負担金の老人福
祉施設入所者等負担金につきましては、町外
の老人福祉施設に入所している17名分の負
担金を計上しているものでございます。

次の美幌地域3町障害支援区分認定等審査
会負担金につきましては、美幌町、津別町、
大空町の3町で実施しています審査会の事務
に係る負担金で、津別町が24.94%、大

空町が26.89%であり、美幌町が48.17%分でございます。

その下、保育料負担金、児童発達支援給付費負担金、児童発達支援利用者負担金につきましては、美幌及び東陽保育園の保育料及び子ども発達支援センターの利用に係る国保連合会からの給付費の負担金並びに利用者本人からの負担金であります。

次、43ページをお開きください。

使用料及び手数料は、総額2億7,895万9,000円を計上したところでございます。

中でも、牧場使用料につきましては有限会社ワタミファームへの貸し付けに伴う減、町営住宅使用料は家賃減免等により減額、町営住宅駐車場使用料は本年度整備を行います美富、南団地分の増額を見込んだところでございます。

次、45ページをお開きください。

このページの手数料につきましては、前年度と大きく変更はございません。

次、47ページをお開きください。

国庫支出金でございますが、各種国の制度や事業実施に伴います負担金及び補助金等交付金で、総額6億9,079万3,000円を見込んだところでございます。

上段の中ほどにあります介護給付費、訓練等給付費負担金につきましては、歳出で御説明しましたように給付費増によるものでございます。

国庫補助金の1、社会福祉費補助金の2行目、社会資本整備総合交付金1,895万7,000円はコミュニティセンター耐震補強工事に係る交付金でございます。

1、林業費補助金の2行目、社会資本整備総合交付金1,236万円は、町産材活用促進事業1,036万円、ペレットストーブ購入補助200万円分でございます。

その下、商工費補助金の社会資本整備総合交付金100万円は、太陽光発電システム設置モニター事業分でございます。

その下、道路橋梁費補助金の社会資本整備

総合交付金5,700万円は、町道121号道路整備工事420万円、橋梁長寿命化修繕工事1,200万円、舗装補修工事3,720万円、積寒路線にかかる除雪経費分360万円でございます。

その下、住宅費補助金の社会資本整備総合交付金4,973万9,000円は、家賃低廉化2,315万円、住宅耐震改修補助37万5,000円、灯油集中供給設備改修1,864万3,000円、公営住宅駐車場整備事業757万1,000円分でございます。

次、49ページであります。このページにつきましては昨年度と大きく変更はございません。

次、51ページをお開きください。

道支出金でございますが、国庫支出金と同様、各制度や事業実施に伴います負担金及び補助金並びに委託金で、総額は5億6,410万2,000円でございます。

道負担金で大きく変わっていますのは、このページの中ほどにあります道路橋梁費負担金の駒生川関連改修工事負担金の減でございます。

一方、道補助金での大きな増減は、次のページの上段の道営土地改良事業のパワーアップ分であります食料供給基盤強化特別対策事業補助金の大幅減によるものでございます。

51ページの下から3段目、児童福祉費補助金の中段にあります地域づくり総合交付金114万8,000円は、子ども発達支援事業による総合交付金でございます。

53ページの商工費補助金の2行目、緊急雇用創出推進事業補助金につきましては、歳出観光費で説明いたしました地域資源活用・販路拡大事業の補助金でございます。

1行飛びまして、社会教育費補助金の地域づくり総合交付金250万円につきましては、埋蔵文化財緊急調査事業分でございます。

次の55ページにつきましては、昨年度と大きく変わる場所はございません。

次、57ページをお開きください。財産収入でございますが、土地や建物等の財産貸付収入として1,824万1,000円と利子及び配当金として302万1,000円、著作権の使用料として7,000円を、さらに財産の売り払い収入として1,528万3,000円の合計3,655万2,000円の収入を見込んで計上したところでございます。

一番上の賃家料につきましては、職員住宅及び教員住宅の家賃、賃地料につきましては北海道警察、あるいは北電等、町有地の貸付料であります。

一番下の生産品売り払い代750万円はみらい農業センターの農産物の売り払い分でございます。

次、59ページでございます。寄附金であります。一番下の教育費寄附金で4万6,000円とありますうち、4万3,000円はびほ一に設置してございます自動販売機について、売り上げの一部を芸術文化振興のために御寄付をいただくとした協定に基づくものでありまして、このほかにつきましては全て科目設定であります。

次、61ページでございます。繰入金でございますが、各事務事業への財源の一部について、それぞれ基金から繰り入れするもので、総額を3億1,352万5,000円を見込み計上しております。

なお、公共施設整備基金から繰り入れする2億1,944万9,000円のうち、1億9,200万円につきましては、第2次美幌町財政運営計画で計画した繰入額で、財政調整基金から繰り入れする2,977万円のうち、2,647万円につきましては、平成25年度において、国から交付された地域の元氣臨時交付金、減債基金から繰り入れする300万円につきましては、平成25年度に行いました職員等給与削減額を緊急防災減災事業債の償還費用に充てるための繰り入れであります。

また、各基金の年度末残高につきましては264ページの予算説明資料各基金等残高調

を今年度から添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次、63ページであります。

繰越金でございますが、25年度の繰越金、25年度と同様繰越金については1,000万円を計上したものでございます。

次、65ページであります。

諸収入でございますが、ただいままで御説明を申し上げてまいりました各費目に該当しない収入について、この収入に計上しており、新年度は総額5億2,246万7,000円を見込んでおります。

特に1ページめくっていただきまして67ページ、5、雑入のこのページの一番下から3行目、まちづくり・人づくり推進交付金、59万1,000円は、平成25年度から全国自治協会から直接町に交付されることとなったことによる予算の計上でございます。

次、めくっていただいて69ページであります。

一番上段の移転等補償費3,400万円は、道道北見端野美幌線横断管渠布設替補償費として400万円、駒生川関連改修工事補償費としての3,000万円でございます。

次、中ほどよりちょっと下になりますが、震災復旧事業職員派遣負担金600万円と計上しておりますが、これにつきましては震災地における派遣職員の人件費相当額を今年度、新たに岩手県大槌町へ1名、職員を負担する人件費分として大槌町が負担をするものでございます。

1行飛びまして、いきいきふるさと推進事業補助金250万円につきましては、美幌町内消費拡大セール事業、子育て支援事業100万円、美幌夏まつり開催事業助成金50万円、美幌和牛まつり35周年事業助成金100万円分をいきいきふるさと事業の助成金としていただこうとするものであります。

その下、運動指導業務負担金1,152万1,000円につきましては、運動指導業務の費用といたしまして国保会計からは国保加入者割合30%分、432万円を、介護保険

会計からは65歳以上施設使用割合50%分をそれぞれ負担を願おうとするものであります。

その下、美幌峠牧場負担金261万3,000円につきましては、平成26年度牧場長人件費相当額、あるいは家畜運搬車貸付使用料相当額、トラクター貸付使用料相当額、電気、電話料相当額ということで、開牧期間中の経費を有限会社ワタミファームで負担をしていただくこととしたものによる負担金でございます。

3行飛びまして、北海道市町村振興協会助成金275万3,000円につきましては、本協会が新年度、設立35周年を迎えるに当たりまして、減災防災事業のために全市町村へ交付されるもので、本町におきましてはこの交付金を使いまして公用車購入事業といたしましてライトバン1台を、そのほか防災対策事業費といたしまして、防災費、あるいは被災宅地危険度判定士養成費、あるいは啓発用資機材経費、あるいは防災情報配信システム保守経費等に充当しようとするものでございます。

次、71ページをお開きください。

21款町債でございます。総額は、5億3,210万円の計上ですが、内容につきましては第3表地方債のところでお説明を申し上げましたので、内容の説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上、平成26年度の一般会計予算について御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩いたします。

再開を3時10分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、総務部長から訂正の申し出がありましたので、それを許します。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 1件、説明の訂正をお願いしたいと思います。

197ページをお開き願いたいと思っております。

一番上段の説明、原材料費の説明ですが、説明を再度し直させていただきたいと思っております。

原材料費120万円ということで、前年度より大きく増額となっております主な要因といたしましては、収蔵庫資料整備用原材料といたしまして100万円を計上したことによる増額でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案は205ページでございます。

議案第22号平成26年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書は279ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度美幌町の国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億7,066万6,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

308ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出について御説明いたします。

一般管理費、一般事務費の7,709万8,000円の主なものといたしましては、9名分の職員人件費及びレセプト点検等の臨時職員2名、産休代替臨時職員の賃金と事務費でございます。

一番下の徴税费、賦課徴収費173万3,000円につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費であります。

次に、310ページ、お開きいただきたいと思います。

4、趣旨普及費につきましては、消耗品43万8,000円はジェネリック使用啓発パンフレット、あるいは国保制度改正等パンフレットで、業務委託料6万7,000円につきましては、昨年同様、ジェネリック医薬品利用差額通知書作成委託料であります。

次に、312ページをお開きいただきたいと思ひます。

保険給付費、一般被保険者療養給付費、15億9,298万1,000円につきましては、過年度の受診件数・療養給付費の実績を推計いたしまして、前年度対比713万円の減額となっております。

その下、退職被保険者等療養給付費1億4,565万3,000円につきましては、60歳以上、65歳未満で、厚生年金などの老齢年金受給者の給付費で、過年度の受診件数、療養給付費の実績を推計いたしまして、前年度対比694万9,000円の減額となっております。

高額療養費、一番下の被保険者高額療養費2億246万2,000円ではありますが、高額な治療にかかる給付金の増を見込みまして、前年度対比294万5,000円の増額となっております。

次に314ページをお開きいただきたいと思ひます。

退職被保険者等高額療養費、2,718万6,000円につきましては、退職被保険者の一部負担金が一定額を超える場合の給付費で、過年度の実績を勘案いたしまして453万3,000円を減額見込んでおります。

下から3行目、出産育児諸費、出産育児一時金、1,680万9,000円につきましては、40人分を計上しております。

次に、318ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の後期高齢者支援金等3億1,902万9,000円につきましては、国が算定したゼロ歳から74歳までの現役世代が後期高齢者医療制度へ負担する支援金、事務費拠出金でございます。

次に、320ページをお開きいただきたいと思ひます。

前期高齢者納付金20万5,000円、その下、前期高齢者関係事務費拠出金2万4,000円につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者について各保険者間の医療費の財源調整制度にかかる納付金と事務費拠出金でございます。

次に324ページをお開きいただきたいと思ひます。

介護納付金、1億4,099万4,000円につきましては40歳から64歳までの介護保険、第2号被保険者にかかる分を社会保険診療報酬支払基金に支払うものでございます。

次に、326ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の共同事業拠出金、高額医療費拠出金7,125万9,000円は、高額な医療費の発生に伴う市町村保険者の急激な負担増となることの分散を図るため、保険者の財政運営の安定化を図るため、国保連合会が行う事業でございまして、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、超えた部分の100分の59相当額が国保連合会から交付されます。

なお、拠出金のうち、国が4分の1、道が4分の1、町は2分の1負担することになっております。

その下、保険財政共同安定化事業拠出金の3億942万3,000円につきましては、保険者間の保険料の平準化、財政運営の安定化を図るため、国保連合会が行う事業でございまして、レセプト1件当たり30万円を超え、80万円までの部分の100分の59相当額が国保連合会から交付をされます。

328ページ、お開きいただきたいと思ひます。

一番上の保険事業費、保健衛生普及費、健康づくり推進費、2,081万5,000円につきましては、健康相談、健康教育、啓蒙活動、がん検診、脳ドック、個別予防接種負担

等の事業推進に要する事業費並びに事務費となっております。

なお、がん検診負担金620万6,000円、脳ドック負担金218万5,000円、個別予防接種負担金162万5,000円、エキノコックス症検査負担金24万4,000円、肝炎ウイルス検査負担金14万9,000円、健康等の受診率向上に取り組むことを推進するとともに、早期発見による医療費削減効果があることを踏まえまして、健康づくりのための運動指導業務負担金432万1,000円を合わせまして、国保加入分にかかる費用の国保会計で、その分を負担するものでございます。

その一段下、特定健康診査等事業費1,214万3,000円につきましては、医療費増大の要因である一つでありますメタボリックシンドロームの予防としまして、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、平成20年度から実施している40歳から74歳までが対象でございます。

26年度においても、さらなる受診率向上を図ってまいりたいと考えております。

歳出については、以上でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、288ページ、お聞きいただきたいと思います。

国民健康保険税総額6億3,105万2,000円につきましては、前年度対比で2,355万2,000円の減額であります。

その原因といたしまして、農業所得と給与所得の減少、低所得者に対する保険税軽減の対象世帯拡大制度による減少、保険者数の減少、これが主な原因でございます。

次に、290ページ、お聞き願います。

国庫負担金、療養給付費等負担金、現年度分、5億860万9,000円につきましては、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金等の32%が国から負担されるものでございます。

その下、高額医療費共同事業負担金、1,781万4,000円につきましては、国の負担は4分の1でございます。

その下、特定健康診査等負担金、139万円は補助率3分の1でございます。

一番下の国庫補助金、財政調整交付金、1億1,882万6,000円につきましては、市町村の財政力の不均衡を是正するため、交付されるものでございまして、調整交付金の交付額9%のうち、7%が普通調整交付金、それから2%が特別調整交付金として措置されるものでございます。

次に、292ページお聞きいただきたいと思います。

療養給付費等交付金、1億4,498万6,000円につきましては、退職者医療にかかる費用のうち、退職者分の保険税以外で賄うことができない費用につきまして、社会保険診療報酬支払い基金から交付されるものでございます。

次に、294ページをお聞きいただきたいと思います。

前期高齢者交付金6億847万6,000円につきましては、65歳から74歳までの加入者の医療負担、保険者格差を調整するため社会保険診療報酬支払い基金から交付されるものでございます。

次に、296ページ、お聞き願います。

道支出金、道負担金、1,781万4,000円につきましては、高額療養費の4分の1、道が負担するというものでございます。

特定健康診査等負担金、139万円につきましても3分の1の道負担金でございます。

下から2段目、道補助金の財政調整交付金、1億228万8,000円につきましては、9%のうち6%が普通調整交付金として、3%が特別調整交付金として道から交付されるものでございます。

次に、298ページお聞きいただきたいと思います。

一番下、保険財政共同安定化事業交付金、3億942万3,000円につきましては歳出で御説明いたしました事業にかかる交付金でございます。

次に、302ページをお聞き願います。

一番上の一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金軽減分、8,743万4,000円につきましては、保険税の負担能力が低い所得者に対する保険税軽減分2割、5割、7割についての一般会計に収入される道負担分4分の3と町の負担分4分の1を繰り入れするものでございます。

その下、保険基盤安定繰入金支援分、2,073万円につきましては、保険税の軽減対象5割と7割となった一般被保険者に応じた平均保険税の一定割合を公費で一般会計に国、道から収入される分と町の負担分を繰り入れるものでございます。

その下、一般会計繰入金5,088万9,000円につきましては、国保事業の運営に要する9名分の人件費、事務費、出産一時金、国保財政安定化支援分の交付税される部分を繰り入れするものでございます。

その下、国民健康保険基金繰入金、2億7,488万5,000円につきましては、保険税等の収入不足を補填するため繰り入れするものでございます。

なお、繰り入れの結果、平成26年度末基金残高は1,960万8,000円の見込みでございます。以下は、前年と変更ございません。

国民健康保険特別会計、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 続きまして、議案は206ページでございます。

議案第23号平成26年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書は、347ページでございます。

平成26年度美幌町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億22万3,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

364ページ、365ページでございま

す。

3、歳出について御説明いたします。

一般事務費1,375万1,000円の主なものといたしましては、職員1名分の人件費と事務費でございます。

その1段下、徴収費の30万8,000円につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

次に、368ページお聞き願いたいと思います。

後期高齢者医療広域連合納付金2億8,570万4,000円につきましては、被保険者の増により、前年対比2,608万3,000円の増額予定となっております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたします。

354ページ、355ページお聞きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、後期高齢者の医療費等につきましては、患者の自己負担の1割を除きまして、公費負担約5割を国が4、道が1、町が1の割合で負担をいたします。後期高齢者支援金として、約4割を各被保険者が負担する、残り1割を保険料で賄っているという事業でございます。

一番上の後期高齢者医療保険料総額1億9,849万7,000円につきましては、被保険者の増により、対前年度比829万4,000円の増額予定となっております。

次に、356ページ、お聞きいただきたいと思います。

広域連合支出金、一番上の健康増進事業交付金100万円につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用にかかる北海道後期高齢者医療広域連合からの交付金でございます。

次に、358ページ、お聞きいただきたいと思います。

一番上の一般会計繰入金、事務費繰入金、1,952万円につきましては、広域連合への事務費負担金と町の事務費分の繰り入れてでございます。

その下、保険基盤安定繰入金8,065万6,000円につきましては、保険料の低所得者に対する2割、5割、7割の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の道負担金に町負担分4分の1を加えまして、一般会計から繰り入れされるものでございます。

当初、低所得者の軽減対象者の増により、前年度対比1,807万9,000円の増額となっております。

以上、後期高齢者医療特別会計は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案は207ページでございます。

議案第24号平成26年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書は、381ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成26年度美幌町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5,163万7,000円と定め、第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

406ページをお開きいただきたいと思ひます。

3、歳出について御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般事務費3,020万2,000円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費と事務費等でございます。

その下、2段目の賦課徴収費36万2,000円につきましては、介護保険料の賦課徴収にかかる経費等でございます。

介護認定審査会費1,707万円のうち、次のページ、408ページで認定調査費1,090万4,000円につきましては、業務量の増加により臨時職員の賃金等の経費を130万1,000円増額し、予算計上しております。

410ページ、お開きいただきたいと思ひます。

2、保険給付費、介護サービス等諸費、3

行目の居宅介護サービス給付費、7億6,776万1,000円につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入所者生活介護の利用人数、日数等の増加により、前年度より1億1,133万1,000円の増額予定でございます。

その下、施設介護サービス給付費、5億7,528万円につきましては、利用人数の増により前年度より4,348万5,000円の増額でございます。

介護予防サービス等諸費、居宅介護予防サービス給付費8,316万2,000円につきましては、軽度認定者要支援1から2の方の居宅サービスでございますが、給付は増加しておりますが、予防が減少しているため865万9,000円の減額の見込みでございます。

その下、高額介護サービス費、2,871万6,000円につきましては、1割負担の合計額が一定の額を超えた場合の利用者へ払い戻しをするものでございまして、実績見込みから138万8,000円を増額するものでございます。

次、412ページをお開きいただきたいと思ひます。

4、高額医療費合算介護サービス等費、464万1,000円につきましては、前年同額の見込みでございます。

上から2段目の、5、特定入所者介護サービス費9,398万4,000円につきましては、平成17年10月から施設サービス利用に係る食費、居住費並びに短期入所生活介護及び短期入所者療養介護の利用に関する食費、居住費が保険給付の対象外の自己負担となったことから、低所得者、所得段階は1から3の方の利用者に対して施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を保険給付から給付する制度でございます。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護の食

費及び居住費の件数が増加していることによりまして、前年度より1,191万6,000円の増額見込みでございます。

6、その他諸費、審査支払手数料147万1,000円につきましては、単価は0.5円下がりましたがけれども、件数が1万9,500円から、2,200件増加を見込んで、14万5,000円の増額を見込んでいます。

414ページ、お聞きいただきたいと思えます。

一番上の地域支援事業費、介護予防事業費1,042万4,000円につきましては、主に介護予防教室等にかかる事務事業協力報酬であります。負担金721万2,000円のうち、運動指導業務負担金720万2,000円を運動指導員等の経費として65歳以上の利用者割合で介護保険会計から負担するものでございます。

包括的支援事業費、任意事業費、包括的支援事業費2,211万8,000円につきましては、主に地域包括支援センター運営委託料でございます。

任意事業費1,627万円に對しましては、認知症高齢者見守り事業費、非課税世帯への紙おむつの支給事業、成年後見制度の支援事業、それから高齢者配食事業、シルバーハウジング等の費用でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

388ページをお聞きいただきたいと思えます。

介護保険料2億6,463万円につきましては、平成24年度から平成26年度までの美幌町高齢者保健福祉計画第5期介護保険事業計画に基づきまして、3年間の介護保険事業料見込んで、それに伴う1号保険者21%分として普通徴収分、特別徴収分として計上しております。

390ページをお聞きいただきたいと思えます。

分担金及び負担金、認定審査会負担金、3

15万4,000円につきましては、審査会の経費負担でございます。津別町は25.67%、大空町25.99%、美幌町は48.34%の案分して負担をしております。

392ページ、お聞きいただきたいと思えます。

一番上の国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金2億8,224万円につきましては、各種介護サービス費に対する介護給付費20%、施設サービスにつきましては15%国庫負担金でございます。

その下、国庫補助金、調整交付金、1億885万1,000円につきましては、給付費総額の7%が交付されるものでございます。

地域支援事業交付金、介護予防事業交付金256万6,000円につきましては、事業費総額の25%が交付されるものでございます。

包括的支援事業、任意事業交付金、1,089万円につきましては、包括的支援事業の39.5%が交付されるものでございます。

394ページ、お聞きいただきたいと思えます。

一番上の支払基金交付金、介護給付費交付金、4億5,095万5,000円につきましては、各種介護サービス費に対する29%の支払基金の負担分でございます。

その下、地域支援事業交付金、297万6,000円も29%の交付金でございます。

396ページ、お聞きいただきたいと思えます。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金、2億2,314万1,000円につきましては、各種介護サービス費に対する介護給付費12.5%、施設サービスにつきましては17.5%の北海道の負担でございます。

400ページ、お聞きいただきたいと思えます。

一番上の繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金、1億9,437万7,000円につきましては、各種介護サービスに対する1

2.5%の一般会計繰入金でございます。

その他一般会計繰入金、4,445万9,000円につきましては、職員給与4名分、その他事務費の繰入金でございます。

基金繰入金、一番下の介護保険基金繰入金3,887万2,000円につきましては、歳出の不足分を基金から繰り入れるものでございます。

なお、この繰り入れによりまして、平成26年度末基金残高は794万3,000円と見込んでおります。介護保険特別会計、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 予算書の433ページをお開きください。

議案第25号平成26年度美幌町公共下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の公共下水道特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,018万5,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金、第3条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

次に、436ページをお開きください。

第2表、地方債であります。

起債の目的であります。初めに公共下水道事業、限度額6,490万円であります。

公共汚水樹設置工事10カ所、300万円と終末処理場電気設備等更新工事1億1,340万円のうち、5,670万円分。

終末処理場電気設備更新実施設計委託料1,040万円のうち、520万円でありま

す。

充当率は公共下水道債100%であります。

その下、下水道資本費平準化債、限度額は9,020万円であります。

平準化債は、施設整備に投資しました起債の償還を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れをするものであります。

その下、公共下水道事業特別措置分、限度額は3,800万円であります。

特別措置分は、繰り出し基準の見直しにより交付税措置に関し借り入れしました地方債の元利償還の70%から60%減額されるため、その差分の特別措置として認められたものであります。

合計で1億9,310万円であります。なお、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

次に、歳出から御説明します。454、455ページをお開きください。

3、歳出。

1款1項1目の一般事務費の中の一般職給1,329万7,000円から職員共済費等434万7,000円ありますが、職員4名分の人件費であります。

その下、業務等委託料の中、使用料収納事務委託料2,082万5,000円ありますが、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業会計に委託しておりますので、全体調定件数に対する下水道調定件数の割合48.33%分を委託料として水道事業会計に支払うものであります。

その下、負担金の中の上から7行目、水道事業会計負担金336万2,000円ありますが、下水道排水設備の業務を水道事業会計に委託しており、その負担として主査の人件費の25%を管路管理システムの保守点検委託料等と水道事業会計に支払うものであります。

一般事務費の下の公課費、1,492万5,000円ありますが、下水道使用料等の借

り受け消費税と工事請負等の仮払い消費税の精算行為による納付すべき消費税であります。

次に、2目1の終末処理場維持管理事業費の中の燃料費、1,128万1,000円ですが、処理場の施設を加温するために使用するA重油の燃料費であります。

その下の光熱水費、2,849万4,000円ですが、処理場と5カ所のマンホールポンプ場で使用します動力の電気料と処理場の水道使用料であります。

その下の修繕料、1,665万円ですが、供用開始から33年を経過していることから、処理場にかかる機器類の修繕と管理車及び運搬車の車検整備にかかる整備費用であります。

次に456、457ページをお開きください。

上から2行目の終末処理場維持管理業務委託料1億2,827万円ですが、18名分の人件費を含む終末処理場の維持管理業務委託料であります。

その下の機械器具42万2,000円は、平成6年購入の洗車機1台の更新であります。

その下の2の管渠維持管理事業費の中の修繕料、500万9,000円ですが、マンホール14カ所、公共汚水柵36カ所、管渠閉塞等の修繕料であります。

二つ下の管渠清掃委託料、508万円ですが、東1、2、3条南1丁目、大通南1丁目などの污水管、管径150から350ミリの延長1万1,124メートルの管渠点検及び清掃であります。

次に3目の1の建設事業費の中の業務委託料であります。長寿命化計画策定業務委託料1,100万円は、下水道管路施設長寿命化計画基礎調査の策定委託料であります。

その下の終末処理場電気設備更新実施設計委託料1,040万円は、下水道長寿命化計画により、終末処理場の最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、消毒施設の電気更新のた

めの実施設計を行うものであります。

その下の工事請負費、公共汚水柵設置工事300万円ですが、公共汚水柵10カ所分の設置工事費であります。

その下の終末処理場電気設備等更新工事、1億1,340万円ですが、処理場の沈砂池汚水ポンプ設備の電気設備の更新設備であります。後ほど、予算工事関係参考資料において御説明申し上げます。

次に、458、459ページと公債費、460ページは予備費でありますので、次に歳入について御説明いたします。440ページと441ページにお戻りください。

2、歳入。

1款1項1目の下水道受益者負担金等50万3,000円ですが、継続4件分と新規分2件を合わせた6件分の受益者負担金であります。

その下、一般会計負担金2,249万9,000円ですが、し尿処理と下水事業処理を下水処理場で行っておりますので、処理経費の11%を負担していただくものであります。

その下3目、個別排水処理特別会計負担金、329万円ですが、個別排水処理会計の事務の一部を下水事業で行っていただき、人件費の一部を負担していただいているものであります。

次に、442、443ページであります。2款1項1目の下水道使用料、3億8,259万7,000円ですが、現年度の調定額3億8,357万4,000円に対し、収納率を平成25年見込みで92.2%の3億8,050万6,000円、それから過年度の調定額836万6,000円に対し、収納率を平成24年度見込みで25%の209万1,000円の合計であります。

次に、444、445ページであります。

3款の1項1目の公共下水道事業費補助金ですが、終末処理場電気設備更新実施設計委託料1,040万分の2分の1、それから終末処理場電気設備更新工事施工監理委

託料220万円のうちの2分の1を、それから長寿命化計画策定業務委託料1,100万円のうちの2分の1を、それから終末処理場電気設備等更新工事1億1,340万円の2分の1、合わせて6,850万円でありませ

す。
次に、446、447ページです。

4款の1項1目一般会計繰入金、3億3,908万2,000円ではありますが、下水道事業の財源不足を一般会計から繰り入れで補うものであります。

次のページ、繰越金、次の諸収入を飛ばしまして、452、453の町債につきましては、第2表で地方債で御説明しましたので、続きまして予算の工事関係参考資料で御説明いたしますので、別添とじになります図面等の参考資料をお開きください。

予算、工事関係、参考資料の3ページをお開きください。

公共下水道事業でございます。下水道の整備から39年が経過し、施設の老朽化に伴うふぐあいに対応するため、下水道長寿命化計画を策定して、本年度から平成29年度の4カ年をかけて処理場の機械、電気設備の更新工事を行うものであります。

終末処理場一般平面図管理棟上の黒枠斜線で表示しております箇所が平成26年度施工箇所であります。

終末処理場の沈砂池、汚水ポンプ施設の電気設備更新工事を行います。

国庫支出金、補助金50%、残りは起債100%が充当されます。

平成27年度は終末処理場の初沈反応タンク、終沈消毒施設の機械電気設備、平成28年度には終末処理場の送風設備、機械電気設備、平成29年度に終末処理場の自家発電機の更新整備を予定しております。

以上、下水道の説明を終わらせていただきます。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

もはや、4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めませ

◎会議時間延長の宣告

○議長（古舘繁夫君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

◎日程第3 議案第11から第28号まで

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 予算書の471ページであります。

議案第26号平成26年度美幌町個別排水処理特別会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度美幌町の個別排水処理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,366万4,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、「第2表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

次に、474ページであります。

第2表、地方債であります。

起債の目的であります。個別排水処理施設整備事業、限度額が2,620万円あります。

今年度は、10戸を予定しております。下水道債につきましては充当率100%、辺

地債につきましては4戸を予定しておりますが、充当率は70%の2分の1であります。

次に、歳出から御説明申し上げますので、490、491ページをお開きください。

3、歳出。

1款1項1目の一般事務費の中の手数料、7万2,000円ありますが、使用料等の口座振込手数料でありまして、270戸分の口座振込手数料と平成26年設置予定の10戸分、6カ月分の口座手数料の合計であります。

その下の負担金の中、公共下水道特別会計負担金329万円ありますが、職員1名が個別と下水の両会計の事務を行いまして、人件費の40%を下水道会計に支払うものであります。

次に、2目の1、維持管理事業費の中の修繕料400万円ありますが、浄化槽の上ぶたの交換、ブローアポンプ等の修繕による費用であります。

その下の手数料396万2,000円ありますが、汚泥処理手数料と浄化槽法による水質検査手数料として、平成20年度以前の開始分261戸分と平成25年度開始分の9戸分の手数料です。

その下の施設維持管理等委託料の中の施設保守点検委託料605万8,000円ありますが、浄化槽法によります4カ月ごとに行います保守点検委託料と今年度設置分の軽微な保守点検委託料であります。

その下の清掃業務委託料896万3,000円ありますが、保守点検の汚泥の堆積量等にあわせて確認し、必要に応じて浄化槽内の汚泥くみ取り、槽内を洗浄するものであります。

3目の建設事業費中の工事請負費、個別浄化槽設置工事2,844万8,000円ありますが、今年度予定しております5人槽2戸、7人槽6戸、10人槽2戸の計10戸分の工事費であります。

次に、492、493ページであります。

2款の1項1目の元金償還金、1,906

万2,000円、その下の利子償還金890万4,000円ありますが、平成25年度までに借り入れしました起債の元金と利子の償還であります。

次に、歳入で御説明しますと478、479ページにお戻りください。

2の歳入、1款1項の個別排水処理施設受益者分担金171万8,000円ありますが、今年度予定しております5人槽2戸、7人槽6戸、10人槽2戸の計10戸分の受益者分担金であります。

次のページ、480、481ページです。

2款の1項1目の個別排水処理施設使用料、1,898万9,000円ありますが、平成25年度までに設置しました270戸分と平成26年度に予定しております10戸分の使用料です。

その下の検査手数料1万円ありますが、今年度予定しております10戸分の検査手数料です。

次のページ、482、483ページ。

3款1項1目一般会計繰入金3,626万5,000円ありますが、個別排水処理会計の財源不足を一般会計で補っていただいているものであります。

次のページ、繰越金、諸収入を飛びまして、488、489ページは6款の町債で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上、個別排水を終わらせていただきます。

予算書の501ページをお開きください。

議案第27号平成26年度美幌町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成26年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数は8,807戸でありまして、平成25年度当初より7戸増の計上であ

ります。

(2) 年間総給水量は201万1,000立方メートルでありまして、これも平成25年度当初よりも3万2,000立方メートル増の計上であります。

(3) 一日平均給水量は5,509立方メートルでありまして、これも平成25年度当初よりも87立方メートル増で計上しております。

主な建設事業につきましては、資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

給水戸数、総給水量及び一日平均給水量、それぞれ昨年より増となっていますのは平成25年度実績による増を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第3条と次のページ502ページの資本的収入及び支出、第4につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

502ページ、債務負担行為、第5条、水道料金システム借上料、限度額2,666万4,000円であります。水道料金会計システムの更新をするものであります。

次の503ページ、企業債、第6条起債の目的であります。初めに水道管路整備事業、限度額が6,150万円あります。

対象工事は配水管新設工事2路線、配水管敷設替工事4路線、配水管布設替補償工事1路線の計7路線であります。充当率は企業債100%であります。

また、配水管補償工事1路線で配水管の残存価格分として補償費520万円が収入として見込まれることから、それを差し引いた額を計上しております。

二つ目の水道施設整備事業、限度額が1,580万円あります。高野第一加圧ポンプ所計装設備工事遠隔通信設備と豊幌加圧ポンプ所の外柵工事であります。

三つ目に量水器収納筐設置事業、限度額が5,960万円あります。平成24年度から14年間の計画で、伸縮式の量水器用に交換整備するもので、平成26年度は740戸分を計上しております。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりであります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条、他会計からの補助金、第9条、たな卸資産購入限度額、第10条につきましては記載のとおりであります。

次に、504、505ページであります。

予算の実実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

1款1項1目の給水収益4億3,459万8,000円ありますが、平成25年度実績及び消費税率の改定による増額を見込んでおります。

その下の4目雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料、2,825万円ありますが、下水道使用料の賦課徴収業務の水道事業会計で受けており、対象経費を調定件数の割合の48.33%をいただくものであります。

平成26年度料金システムリースの更新により、増額となっております。

2の営業外収益の長期前受金戻入の7,700万円ありますが、公営企業会計制度見直しによりみなし償却廃止に伴う固定資産の取得、改良に交付される補助金等を収益化した額を計上しております。

次のページ、506、507ページ。

この特別利益36万2,000円につきましても、公営企業会計制度見直しにより、管路管理システムリース料及び企業会計システムリース料をリース資産への振かえに伴う特別利益の計上であります。

次のページ、508、509ページ。収益的収入・支出の支出であります。

1款1目の原水及び浄水費につきましては、浄水場にかかる経費と職員1名分の人件費を含む予算計上となっております。

このページの中ほど、15節委託料の中の日並浄水場運転管理業務委託料2,934万4,000円ありますが、平成26年度か

ら浄水場運転管理につきましては、民間への業務委託に移行となります。

次のページ、510、511ページであります。

2目の配水及び給水費につきましては、職員2名の人件費を含む予算を計上しております。このページの中ほど、15節の委託料の一番下、検定期間満了分量水器検満取替委託料、1,014万4,000円ですが、計量法によります8年ごとに量水器のメーターの取りかえをするもので、今年度は1,411個を予定しておりますが、そのうち740個は量水器収納筐設置事業で、伸縮型に更新するために資本的収支に計上しております。残りの671個分の取りかえ費をここで計上しております。

次のページ、512、513ページです。業務費であります。

業務担当職員4名分と臨時職員1名分の人件費と個人委託をしている検針の経費であります。

次に、その下の4段目の総係費ですが、水道主幹1名分の人件費を組む予算であります。

次のページ、514、515ページであります。

上から2行目です。委託料、水道施設耐震化調査業務委託料800万円は、浄水場配水池ポンプ場、取水施設の耐震化調査で、耐震診断を実施するに当たり、優先順位をつけるための基礎調査を行うものであります。

その下の33節の貸倒引当金繰入金、21万6,000円ですが、平成26年度不納欠損金の予定額、金銭債権について次期以降に予想される貸し倒れ額を見積もり計上しております。

その下の5目の減価償却費、有形固定資産減価償却費中のリース資産、460万6,000円ですが、管路管理システム、企業会計システム、水道料金システムの固定資産を還付払いで購入した場合と同様に、リース資産として計上しております。

その下の2項の営業外費用、支払い利息の中のリース資産利息として24万8,000円を計上しております。

次のページ、516、517ページです。

3項の特別損失、退職給付引当金繰入額、6,389万9,000円です。地方公営企業の会計職員の引き当て義務化に伴いまして、年度末に職員が全員都合退職をした場合に支払う期末要所要額で、予定退職給付債務から退職組合積み立て額を引いた額を計上しております。

その下の貸倒引当金繰入金、4万8,000円は、平成25年度末の不納欠金確定額であります。

次のページ、518、519ページです。

資本的収入及び支出の収入であります。1款1項1目の企業債、1億3,690万円ですが、第6条の企業債のところで御説明しましたので省略させていただきます。

その下の2項1目の簡易水道等施設整備事業実施区域水道施設の分担金、豊幌地区の給水を受けようとする者、1件当たり200万円の分担金であります。

その下、3項1目の水道管路整備工事負担金、520万円ですが、道道の道路工事に伴います配水管布設替工事の補償費であります。

その下、一般会計繰出金2,143万円ですが、旧簡易水道にかかる企業償還元金に対する出資金であります。214万3,000円です。済みません、出資金であります。失礼いたしました。

次のページ、520、521ページです。

資本的収入及び支出の支出であります。

1款1項1目の浄水配水設備ですが、施設担当職員1名分の人件費を組む予算であります。

このページの中ほどにあります23節工事請負費水道管路整備につきましては、後ほど予算工事関係参考資料で御説明いたします。

水道施設整備事業、1,580万円であり

ますが、一つには高野第一加圧ポンプ所計装設備工事として、平成9年度整備しました遠隔通信設備の更新を行うものの工事費1,130万円であります。

もう一つは、豊幌加圧ポンプ所外柵設置工事、ネットフェンス高さ2メートル、延長92.1メートルの工事費450万円であります。

本事業の特定財源充当につきましては、企業債充当率100%であります。その下の簡易水道等施設整備事業は豊幌地区の分担金工事1戸分の予算設定であります。その下、2目の業務設備費の中の量水器筐取替費5,968万5,000円ありますが、これは750戸分の設置委託と量水器収納筐代であります。

その下の3目資産購入費、3節ソフトウェア、水道管路管理システムライセンス1台分、132万9,000円、それからリース資産、486万円は先ほど言いました公営企業会計の制度見直しに伴う管路管理システム債務負担行為74万円、企業会計システム債務負担行為158万円、水道料金システム債務負担行為254万円の単年度分の負担であります。

続きまして、予算の工事関係参考資料について御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開きください。

水道管路の老朽化が原因となる水道漏水に対して、計画的に布設がえを実施するとともに、道路事業等に関連した補償工事や管路の新設工事により水道管網の整備をし、安定的な給水を図るものであります。

地図番号の①図面の中ほど、栄町2丁目、町道第213号道路改良舗装工事とあわせて、配水管新設工事であります。

ダクティル管管径75ミリ、延長156メートルの新設工事を予定しております。

次に、その左上、地図番号②の栄町4丁目、町道第1号道路第211号道路で、長距離給水管解消のために配水管新設工事あります。ポリエチレン管管径50ミリ、延長2

36メートルの新設工事を行います。

その次に、図面中ほどの地図番号③東3条南3丁目町道第282号道路の昭和41年布設がえ塩ビ管の老朽管布設替工事であります。

ポリエチレン管管径50ミリ、延長117メートルの布設替工事を行います。

その次に同じく図面の中下の地図番号④東3条南4丁目、町道267号、第268号道路の昭和41年度布設がえしました塩ビ管の老朽管布設替工事あります。

ポリエチレン管管径50ミリ、延長150メートルの布設替工事を行います。

その次に、同じく図面中ほどの地図番号⑤東2条北1丁目の町道第254号道路の昭和42年度布設しました塩ビ管の老朽管布設替工事あります。ポリエチレン管径50ミリ、延長52メートルの布設替工事を行います。

その次に、同じく図面の中、右中ほどの地図番号⑥三橋町1丁目、町道第313号道路、昭和42年度布設しました塩ビ管の老朽化布設替工事あります。ダクティル管管径75ミリ、延長350メートルの布設替工事を行います。

図面の左中ほど、地図番号⑦緑の道道第122号北見端野美幌線の道路改良舗装工事の関連で、配水管布設替補償工事あります。平成2年度に布設しました塩ビ管をボックスカルバート添架管ポリエチレン管管径150ミリ、保温外装管管径250ミリ、延長25メートルとダクティル管管径150ミリの延長545メートルの布設替工事を予定しております。

続いて5ページをお開きください。

豊幌加圧ポンプ所の施設の維持管理上に必要な外柵設置工事を行うものであります。図面に表示しております高さ2メートル、延長92.1メートルのネットフェンスの設置を行います。

以上、御説明させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案211ページ、議案第28号平成26年度美幌町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書537ページをお開き願います。

第1条、平成26年度美幌町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務予定量及び第3条の収益的収支の予定額は、それぞれ記載の金額で定めるもので、内容は実施計画及び説明書で御説明申し上げます。

次に、538ページをお開き願います。

第4条の資本的収支の予定額は記載のとおりで、資本的収支に対する不足額6,570万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしており、内容は実施計画及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の債務負担行為は、既にリース済みのエバーフロートマットレスについては消費税増税にかかる消費税分の限度額を定め、次の訪問診療・訪問看護車借上料は、訪問診療などに使用する車をリース購入するため、期間と限度額を定めるものであります。

第6条企業債であります。医療機器更新のため、限度額を5,650万円として、起債の方法、利率を定めるものであります。

この起債につきましては、22.5%が交付税措置されるのもであります。

次に、第7条の一時借入金では、限度額を4億円と定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費、公債費を定めるものであります。

第9条の他会計からの補助金として、一般会計からの医師等研究研修費、基礎年金拠出金、児童手当経費補助は、それぞれ地方公営企業法のルール分として繰り入れを行うものであります。

次の国保会計からの直診施設健康管理事業補助金は、病院が実施する健康管理事業として国保調整交付金の補助として30万円を計上し、10条はたな卸資産の限度額を1億

9,875万円として定めるものであります。

11条は、重要な資産の取得として予定価格が700万円を超える医療機器の購入として、超音波診断装置一式ほかを定めようとするものであります。

次に541ページをお開き願います。

収益的収入についてであります。医業収益では、入院外来収益は医師2名の増員を見込んだ収益をそれぞれ計上し、その他の医業収益のうち、一般会計負担金は地方公営企業法のルール分繰り入れとして、救急医療に要する経費、小児医療に要する経費、医師確保に要する経費として、交付税措置額などを一般会計から負担しようとするものであります。

その他医業収益については25年度決算見込みを参考として予算計上しております。

次に、543ページをお開き願います。医業外収益として、一般会計補助金、国保会計補助金については、第9条で御説明した補助を予定し、一般会計負担金は高度医療に要する経費として、これまで100万円以上の医療機器のリースにかかる元金利息分を繰り入れしておりましたが、会計制度の改正により、元金償還金は資本的支出に計上することとなったため、ここでは利息分などの金額を繰り入れしようとするものであります。

次に、企業債の償還のために建設改良に要する経費、小児医療に要する経費、公立病院改革プランに要する経費は、それぞれ交付税措置額など、地方公営企業法のルール分繰り入れを行うものであります。

特に、不採算地区病院の運営に要する経費としては、平成25年度まで6,732万円の交付税措置相当額を計上しておりましたが、平成26年度は交付税措置の経過となったことから、さらに内部留保資金の不足が生じる予定であり、収益的収支の減価償却費資産減耗費の現金支出が伴わない費用を除く収支不足額1億3,529万6,000円を繰り入れしようとするものであります。

その他の収益は、25年度の決算見込みを

踏まえた予算計上となっております。

次に545ページをお開き願います。

医療費用であります。給与手当の中で医師給与は、平成25年度末で外科2名、小児科1名の退職に伴い、小児科の後任が決まり、常勤医師6名となりましたが、新年度の予算では新規に2名の採用を見込み、8名を計上し、医療技術者として理学療法士1名、正看護師3名の増員を見込み、予算計上を行ったところであります。

特に、賞与引当金繰入額は新会計制度に伴う平成27年度6月手当支給に対し、引当金として新たに予算計上を行うものであります。

賃金については、臨時賃金として内科の嘱託医師1名、北里大学からの外科の非常勤医師、眼科の出張医師などの所要額を計上し、臨時職員につきましては35名の予算計上となっております。

材料費以下は、25年度決算見込みを踏まえて所要額を計上しております。

次に、547ページをお開き願います。

医療消耗品から経費の保険料まで、各項目とも平成25年度の決算見込みを参考として所要額を計上しております。

次に、549ページをお開き願います。賃借料から交際費までの経費につきましては、平成25年度決算見込みを踏まえ、それぞれ所要額を計上しております。

次に、551ページをお開き願います。

減価償却費は、建物などの減価償却費とリース資産減価償却費及び支払い利息のリース資産支払い利息は、会計制度改正による予算計上となっております。

そのほかの経費については、所要額を計上しております。

次に、553ページをお開き願います。

特別損失は、新会計制度移行による平成26年度6月手当支給にかかる平成25年度相当額を案分し、その他の特別損失として計上しております。

次に、555ページをお開き願います。資

本的収入についてであります。一般会計出資金として、支出の企業債償還元金の地方公営企業法に定めるルール分の繰り入れを行うもので、企業債は起債による償還医療機器の更新を行おうとするものであります。

次の、一般会計負担金の高度医療に要する経費は、新会計制度でリース機器は資産計上となったことから、収益的費用の賃借料から資本的収支へ移行し、町からの繰り入れを行おうとするものであります。

次に、557ページをお開き願います。

資本的支出についてであります。

建設改良費は医療機器更新のため、5,656万円を計上し、超音波診断装置、上部消化管スコープ、眼科レーザー装置、全自動散薬分包器、血圧脈測定装置、人工透析装置などの購入を行おうとするものであります。

リース資産購入費は、新会計制度により資産としてリースの医療備品等を予算計上するものであります。

企業債償還元金は病院改築時に借入れを行った企業債及び医療機器更新に伴う償還元金であります。

なお、収益、資本的収支における町からの繰り入れ総額は、当初予算で3億7,908万3,000円で、交付税措置予定額2億8,664万9,000円を除きますと、差し引き町負担額は9,213万4,000円となっております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 済みません、訂正させていただきます。

先ほど、水道事業会計の505ページの部分の下水道使用料賦課徴収受託料の金額、2,825万円というふうに言いましたけれども、正しくは2,082万5,000円ということで、御訂正願います。済みませんでした。

◎延会の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（古館繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時25分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員